

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

7 こども・若者の安全・安心の確保

自殺対策を推進するとともに、ネットトラブル、犯罪被害、事故、災害等からこども・若者の安全・安心を守る環境を整備する。



I-7-① 総合的な自殺対策の推進

【現状と課題】

本県の自殺者数は、平成10年（1998年）以降1,300人前後で推移しており、平成21年～23年（2009年～2011年）は1,300人以上でしたが、平成24年（2012年）に1,215人に減少し、その後は、1,000人前後で推移するようになり、令和4年では、1,021人となっています。

自殺者は減少傾向にありますが、自殺で亡くなる人数は全国で6番目に多い状況です。

20歳未満の若年層では、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低く平成10年（1998年）以降の自殺死亡率は、概ね横ばいです。

若年層においては死因の第一位が自殺であり、早世予防の観点からも若年層に対する自殺対策は重要です。

【施策の方向と具体策】

総合的な自殺対策を推進します。

- ① 全体的対策と個別支援を組み合わせで推進します。
- ② 関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。
- ③ 地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。
- ④ 心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。
- ⑤ 「SOSの出し方教育」（県作成資料）を活用して、児童生徒が一人で悩みを抱え込まず誰かに助けを求めることができるよう指導することで、児童生徒の自殺等を未然に防止します。
- ⑥ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくりを推進するため、教職員の研修の充実を図ります。
- ⑦ ICTを使ったWEB上のストレスチェックを実施し、高ストレスの生徒を医療とつなげられるよう支援します。
- ⑧ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
自殺対策推進事業	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対する補助を行うとともに、人材育成のための研修会の実施や各種相談窓口の開設、相談窓口へつながインターネット広告、自殺ハイリスク者である自殺未遂者支援など総合的な自殺対策推進事業を実施する。　　〈健康づくり支援課〉
自殺対策	心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育や、SOS の出し方教育、生徒を対象とした「ストレスチェック」の実施など総合的な自殺対策を推進する。　　〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。　　〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業（再掲）	「24 時間子供 SOS ダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6 年）・中・高生対象の SNS 相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。　　〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。　　〈学事課〉

I-7-② ネットパトロールなど情報化社会への対応と こども・若者を守る環境整備

【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（こども家庭庁）によると、インターネット利用率は、小学生98.2%、中学生98.6%、高校生99.6%と年々増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、こどもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

インターネット利用の拡大や低年齢化が進んでいる一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫する状況の中、SNSやゲームなどを通じて、こどもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが高水準で推移していることに加え、「ネットいじめ」、「リベンジポルノ」、「自撮り被害」、「闇バイト」なども問題となっています。

このような状況の中、関係機関と情報共有を図り、問題のある投稿の早期発見、早期対応に取り組むとともに、こどもたちや保護者に対し、ネットリテラシーの醸成、SNSの正しい使い方、フィルタリングの普及など、年齢や発達段階、生活環境等に合わせたインターネット利用の啓発に取り組む必要があります。

また、教職員、児童等のネットリテラシーの向上を図るためには、児童、保護者、教職員などがICTを正しく理解、実践し、こどもたちや情報資産が守られる必要があります。

このため、学校教育においてもサイバーセキュリティ対策を行うことが重要であり、「GIGAスクール構想におけるサイバーセキュリティ対策」に連携して取り組む協力校を拡大していく必要があります。

さらに、1人1台端末の活用の増加やデジタル教科書の導入により、GIGAスクール構想によって整備されたネットワーク回線の帯域不足が国から指摘されていることから、学校規模に応じてネットワーク回線を増強していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備を進めます。

- ① インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、SNS等インターネットを巡回し、問題のある投稿の早期発見、早期対応に努めるネットパトロールを行います。
- ② ネットパトロール等により、問題のある書き込みが発見された際には、関係機関と連携しながら、速やかな対応を図ります。
- ③ ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、市町村や学校等と連携し、児童生徒、保護者、学校関係者を対象にしたインターネットの適正利用に関する啓発を推進します。
- ④ ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進します。
- ⑤ 「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、講師を学校現場に派遣することで、教職員が児童生徒に情報モラル教育を行うにあたり必要なインターネットに関する知識や道德教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けられるように研修の機会を確保します。
- ⑥ 県立学校のネットワークを集中的に管理するデータセンターを設置し、セキュリティの強化、利便性の向上を図ります。
- ⑦ 学習用端末の増加や授業におけるインターネットの利用増など、通信量の増大に伴い遅延が生じている校務用ネットワークや学習用ネットワークの回線を強化し、同時に多数の端末がアクセスできる環境を構築します。高等学校の授業で情報の収集や発信、共有など、教科を問わず、日常的に情報端末を使用した活動が取り入れられるよう、生徒個人所有のタブレット等の情報端末を授業中に使えるようにすることで、いつでも調べ学習等に取り組める学習環境を整えます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
青少年ネット被害防止対策事業 (ネットパトロール)	青少年の利用頻度が高いサイトの監視を行い、非行行為やいじめにつながるおそれのある問題のある書き込みを発見し、教育庁、県警等の関係機関と連携・対応することでトラブルや犯罪被害の未然防止を図る。 〈県民生活課〉
青少年ネット被害防止対策事業 (インターネット適正利用啓発講演)	ネットパトロールの結果に基づき、学校、関係機関の要請に応じ、児童生徒・保護者・学校関係者等が主催する講演会において、職員を派遣し講演を実施し、こどもたちのネットリテラシーの向上を図る。 〈県民生活課〉
フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発を推進する。 〈警察本部少年課〉
サイバー犯罪対策の推進	ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進する。 〈警察本部サイバー犯罪対策課〉
情報モラル教育研修の充実	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
情報教育の充実	学校から安全にインターネットに接続できるように、教育情報ネットワーク（校務用のICE-Netと学習用のBYOD ネットワーク）の保守・運用を行う。 〈教育庁学習指導課〉

【現状と課題】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

本県の令和5年の福祉犯検挙件数及び児童ポルノ事犯の検挙件数は依然として高い水準で推移し、スマートフォン等のインターネット接続機器等の発達と普及により、インターネット利用に起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準である他、被害者の恋愛感情に付け込んだ事案や、加害者と被害者の関係性を背景とし被害者に対する強い影響力を利用した事犯など、こどもの福祉を害する犯罪に係る被害等は時代とともに変遷していることから、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図らなければなりません。

県内の不同意性交等罪の認知件数は増減を繰り返している状況にあります。

性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談窓口等の周知や支援についても強化することで、被害の潜在化防止や届出の促進、犯罪被害者等支援につながることを期待されます。

2 生命（いのち）の安全教育の推進

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教育と啓発を行っていくことが必要であり、「生命（いのち）の安全教育」の取組が重要です。

3 児童対象性暴力等の防止（日本版DBS）

「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等は、被害に遭った児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼし、生涯にわたって回復し難い心理的な外傷を与えるものであり、断じてあってはならず、許されるものではありません。

令和4年4月には、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教育職員等による児童生徒性暴力等は明確に禁じられました。被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、全て法律違反となります。その他、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備されました。県では、令和5年4月から「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業」を実施しています。

また、令和6年6月には、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が国会で可決され、2年6か月以内に施行を目指すこととされました。この法律により、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けられることとなります。

日本版DBSとは、こども家庭庁が所管するシステムで、事業者が就職希望者や現職者の性犯罪歴の有無について、こども家庭庁を通じて法務省に照会する制度であり、性犯罪歴が確認された場合の対応策など、事業者向けガイドラインを国が示します。

4 こども・若者が相談しやすい体制の整備

児童生徒が、教職員からセクシャルハラスメント等を受けた場合、学校には相談しづらいと考えることもあります。

県では、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設するとともに、各種相談機関を明示し、児童生徒及び保護者に周知を行っています。セクシュアルハラスメント等の根絶に向けて、相談機関の更なる周知等、相談しやすい体制づくりが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策を推進します。

- ① こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - ・性犯罪・性暴力被害者に対しては、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談、カウンセリング、医療支援などを行います。
 - ・被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力の予防や対処のため、県内の高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を開催します。
- ② 警察庁から配付される「性犯罪被害相談電話＃８１０３」のポスターを学校や産科婦人科等の医療機関等に配付します。
- ③ 犯罪被害者週間等を通じて、相談ダイヤルの周知に努めます。
- ④ 児童買春・児童ポルノ等の児童の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りを推進します。
- ⑤ 性犯罪・性暴力被害者に対しては、警察や各種相談窓口における相談、カウンセリングなどを行います。
- ⑥ 少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行います。
- ⑦ 若年層への予防啓発のため、高等学校等に対して若者のためのDV予防セミナーを実施していきます。

2 生命（いのち）の安全教育を推進します。

- ① 文部科学省が作成した発達段階に応じた教材や県などで作成した授業展開例などを周知し、各学校での取組の推進を図っていきます。

3 児童対象性暴力等の防止（日本版DBS）に取り組みます。

- ① 性犯罪前科がある場合、事業者は教育・保育等の業務に従事させない等の対応が義務付けられています。国が示すガイドライン等に基づき適切に対応します。

- ② 日本版DBSの他にも、国の特定免許失効者等（児童生徒性暴力等を行い、教育職員免許状を失効または取上げになった者）データベースを活用します。
- ③ 教育職員等による児童生徒性暴力等が発生したと思われる場合に、弁護士や心理や法律の専門家の協力を得た調査チームによる事実確認を実施します。
- ④ 調査チームによる、調査対象事案の発生要因や課題の分析、再発及び未然防止に向けた報告を踏まえ、心理や法律の専門家を外部講師とした研修を実施し、より具体的かつ効果的な研修に取り組みます。
- ⑤ 児童生徒性暴力等の早期発見のため、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」等の相談窓口を周知し、児童生徒が被害を訴えやすい体制を整えます。
- ⑥ 保育士等に対する研修において、県が作成したわいせつ行為根絶に係るリーフレット等を活用した教育・啓発を行います。

4 こども・若者が相談しやすい体制を整備します。

- ① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
性犯罪・性暴力被害者支援事業	性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるきめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携による支援体制を整備する。 〈くらし安全推進課〉
性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化	児童買春、児童ポルノ等児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。 〈警察本部少年課〉
性犯罪被害相談電話「＃８１０３」の周知	「＃８１０３（ハートさん）」ポスターを県内の中学・高校等、産科・婦人科等の医療機関に配付するとともに、各警察署におけるキャンペーンの際に広報し、さらに県警ホームページや広報誌への掲載等を通じて、広く県民への周知に努めます。 〈警察本部警務課〉
被害児童へのカウンセリング活動	少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行っている。〈警察本部少年課〉
若者のためのDV予防セミナー	DVを許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、「親しい間柄にある若者間の暴力」、いわゆる「デートDV」をテーマに若者のためのDV予防セミナーを実施する。 〈児童家庭課〉
生命（いのち）の安全教育	こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないために、文部科学省が作成した発達段階に応じた教材や関係各課で作成した授業展開例などを周知し、各学校での取組の推進を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
児童対象性暴力の防止（日本版DBS）	心理及び法律の専門家の協力を得て、千葉県教育委員会を任命権者とする教職員による児童生徒性暴力等の事実確認の調査及びその調査結果を活用した教職員研修等の実施等により、児童生徒性暴力等の根絶に向けた事業を展開する。 〈教育庁教職員課〉
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業	児童生徒等の権利利益の擁護を図るとともに、教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施を徹底することを目指し、教育職員等による児童生徒性暴力等の調査及び教育職員等を対象とした研修を外部の専門家の協力を得て行う。 〈教育庁教職員課〉
保育所保育士等研修事業（再掲）	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。 〈子育て支援課〉
保育士等キャリアアップ研修事業（再掲）	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉
子育て支援員研修（再掲）	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員認定資格研修事業（再掲）	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員等資質向上研修事業（再掲）	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 〈子育て支援課〉
相談窓口の周知	教職員の不祥事根絶を目指し、県教育委員会のホームページ上に「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設している。児童生徒に対し、同相談窓口の周知を行う。 〈教育庁教職員課〉
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉

I-7-④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備

【現状と課題】

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提です。

県内の刑法犯認知件数は、戦後最悪を記録した平成14年をピークとして令和3年まで19年連続で減少しましたが、令和4年から2年連続で増加となっており、こどもが被害者となる事件は、依然として、多く発生しています。

都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、こども・若者を取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪の被害者となるこども・若者が後を絶たない状況であり、犯罪が増加傾向にあることも背景として、県民の体感治安の改善には至っていません。

1 有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等の推進

犯罪を防止し、県民が安全・安心を実感できるくらしを実現するためには、警察に頼るだけでなく、県・市町村、事業者、県民等が協働して地域の安全対策を講じ、犯罪の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

こども・若者が良好な環境の中で成長していくためには、健全な育成を阻害するおそれのあるものから青少年を保護するとともに、深夜はいかい等の犯罪被害や非行を誘発するおそれのある行為について、未然に防止することが重要です。

既存の防犯ボランティアの高齢化に伴う防犯の担い手の不足、共働き家庭の増加に伴う保護者による見守りの困難化、さらには、放課後児童クラブなどで過ごすこどもの増加に伴う下校や帰宅のあり方の多様化を原因として、従来の見守り活動に限界が生じ、地域におけるこどもを見守る目が減少した結果、「見守りの空白地帯」が生じていることから、これを地域社会全体の課題として捉え是正していく必要があります。

また、県内の交通事故は、交通安全教育を始めとする各種交通対策を講じてきた結果、発生件数・負傷者数とも減少傾向にあります。依然として交通事故の発生が多い状況です。

交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器等の交通安全施設を効果的に整備し、また、生活道路や通学路における交通事故を防止するため、関係機関等が連携して安全対策を講じていく必要があります。

2 体系的な安全教育を推進

交通事故からこども・若者のかけがえのない命を社会全体で守るためには、県・市町村、警察、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、心身の発達段階に応じた交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進していくほか、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、交通安全教育を実施するとともに、特に問題となっている自転車の安全利用

対策を重点的に推進していくことが重要です。

また、災害発生時に子ども・若者が的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう、防災教育を推進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を推進します。

- ① 千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- ② 青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。
- ③ 身近で発生する犯罪の防止に向け、県民、事業者、市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。
- ④ 地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯」の取組を推進します。
- ⑤ 市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置など、地域の実情に即した防犯対策への支援を行います。
- ⑥ 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、飲酒運転のない子ども・若者も安心して暮らすことができる社会の実現のため、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくりを推進します。
- ⑦ 学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、犯罪等の防止に配慮した環境改善を積極的に働きかけます。
- ⑧ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために防犯講話等を推進します。
- ⑨ 交通事故多発箇所の共同現地診断や通学路の合同点検、意見要望等を踏まえ、道路交通環境の整備・改善を推進します。整備・改善にあたっては、関係機関等が連携し適材適所の安全確保方策を検討します。
- ⑩ 災害時の安全な避難を確保するため、停電対策としての信号機電源付加装置など、災害を想定した交通安全施設の整備を推進します。
- ⑪ 歩行者による横断歩道や道路横断中の交通事故抑止のためゼブラ・ストップ活動の周知とその推進を図ります。

2 体系的な安全教育を推進します。

- ① 長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期であるため、各学校で児童生徒の安全確保及び生命を大切にする心の育成に係る指導を重点的に実施します。
- ② 市町村や関係団体等と連携を図りながら、心身の発達段階に応じた、交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進し、子ども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。
- ③ 子どもに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、道路に潜む危険性を

理解させるほか、学校関係者及び交通ボランティアに対して交通安全教育技法や通学路等における保護・誘導活動要領の指導を行うなど、関係機関が連携して交通安全教育の充実に努めます。

- ④ 交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、交通安全教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における交通安全教育の充実に図ります。
- ⑤ 「千葉県交通安全条例」に基づき、通学路における見守りなどの交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備し、支援します。
- ⑥ 「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を盛り込んだ「ちばサイクルール」を基に、心身の発達段階や年代等に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するほか、各学校における「学校安全の手引」を活用した交通安全教育を推進する等、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発や、自転車損害賠償保険等の加入促進、ヘルメット着用の促進など、自転車の安全利用に向けた広報啓発活動を推進します。
- ⑦ 学校等とのネットワークを構築し、不審者情報等の情報共有体制の確立を図ります。
- ⑧ 防災教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、災害に強い学校づくりや防災教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における防災教育や地域と連携した防災体制の一層の充実に図ります。
- ⑨ 防災教育に関する管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、学校における防災教育を推進するための資質・能力の向上を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
青少年の社会環境づくり事業	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施や有害図書等の指定により、青少年に有害な環境の浄化に努める。 〈県民生活課〉
安全で安心なまちづくり推進事業	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民、自治会、事業者、市町村、県等が、協働して安全で安心なまちづくりを推進する体制の整備を図るとともに、防犯意識の高揚のため、広報啓発活動を実施する。 〈くらし安全推進課〉
地域の防犯ボランティア活動促進事業	地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯団体の活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活動を支援するとともに、市町村が実施する防犯パトロール資機材等の整備に対し助成する。 〈くらし安全推進課〉
地域防犯力・コミュニティ力向上事業	地域に自主的な防犯活動が定着するよう、その拠点となる防犯ボックスや、地域の中心となって活動する防犯アドバイザーを設置するための経費について、助成する。 〈くらし安全推進課〉
若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業	大学生(短大生を含む。)を中心とした若い世代の自主防犯活動への参加を促進することを目的として、防犯ボランティア活動を支援する。 〈警察本部生活安全総務課〉
市町村防犯カメラ等設置事業補助	街頭犯罪の防犯対策として、市町村又は自治会等が設置する防犯カメラ等の設置事業に対して助成する。 〈くらし安全推進課〉
飲酒運転根絶に向けた啓発事業	「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」及び「千葉県飲酒運転根絶計画」に基づき、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境づくりを推進する。〈くらし安全推進課・警察本部交通総務課〉
「地域の連携の場」における犯罪等の防止に配慮した環境改善の促進	学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路やこどもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、こどもの安全確保を図る。 〈警察本部生活安全総務課〉
子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講話等の推進	学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、こどもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、こどもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。 〈警察本部生活安全総務課〉
交通安全施設整備事業	交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器、信号機電源付加装置等、交通安全施設の効果的な整備を推進する。特に、生活道路や通学路においては、歩行者の安全確保を目的としたゾーン30プラスを関係機関等と連携して整備していくほか、歩車分離式信号の整備や信号灯器のLED化を推進する。 〈警察本部交通規制課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ゼブラ・ストップ活動 啓発事業	県民一人一人に歩行者優先意識の徹底を図るためゼブラ・ストップ活動の広報・啓発を行う。〈くらし安全推進課・警察本部交通総務課〉
長期休業日における 児童生徒の指導	長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期であるため、各学校で児童生徒の安全確保及び生命を大切にする心の育成に係る指導を重点的に実施する。加えて、危機管理に係る校内体制を整えるとともに、保護者、地域社会、関係機関との連携を密にして、社会全体で子供たちを育てていく取組を推進する。〈教育庁児童生徒安全課〉
年齢層に応じた交通安全教育	交通安全の必要性及び知識を普及し、子ども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施する。〈くらし安全推進課・警察本部交通総務課〉
こどもたちへの交通安全教育の推進	心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとともに、保護者や地域の関係者等が参加する交通安全教育を推進する。 〈くらし安全推進課・教育庁児童生徒安全課・警察本部交通総務課〉
通学路安全推進事業	学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、モデルとなる地域（以下「モデル地域」という。）を設定し、モデル地域の市町村教育委員会が中心となって、モデル地域全体での学校安全推進体制を構築する。〈教育庁児童生徒安全課〉
交通安全推進隊育成 支援事業	地域に密着した交通安全に関する活動の先導的な役割を担う交通安全推進隊の育成を支援する。〈くらし安全推進課〉
自転車安全利用推進 事業	関係機関や民間団体と連携し、幅広い年齢層に「ちばサイクルール」を始めとした自転車交通ルールやマナーの広報啓発を行うことにより、自転車の安全利用の推進を図る。 〈くらし安全推進課・教育庁児童生徒安全課〉
自転車乗車用ヘル メット購入補助事業	道路交通法の改正により令和5年4月から乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメット着用率の向上を加速化させるため、市町村に対する補助を実施する。〈くらし安全推進課〉
自転車交通安全教育 推進事業	自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、幼稚園から社会人まで心身の発達段階や年代等に応じた系統的な自転車交通安全教育を実施する。〈くらし安全推進課〉
学校等とのネット ワークの構築と不審 者情報等の共有体制 の確立	学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校・PTA等と結ぶネットワークを構築し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。〈警察本部生活安全総務課〉
防災教育公開事業	学校が行う防災に関する事業を地域と連携して行い、また、公開することで、災害や防災に対する両者の意識や取組を近づけるとともに、自助や共助の意識の下に的確に行動できる人材を育成し、災害に強い学校とまちづくりに役立てる。〈教育庁児童生徒安全課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
学校における防災教育強化月間	児童生徒が自分の命を守ることができるとともに共助の担い手になれるよう防災教育の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
学校安全教室の開催	教職員等を対象に、最新の防犯知識や技術を中心とした研修を実施し、その資質の向上と防犯意識の高揚を図る。また、子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、具体的な対応策や「地域安全マップ」づくり等を推進する。〈教育庁児童生徒安全課〉
防犯意識を高める広報啓発事業	痴漢・性被害防止等に向けたキャンペーン、小・中学校、高等学校における防犯講話を通じて、防犯意識の高揚を図る。 〈警察本部生活安全総務課〉
犯罪情報等の提供	地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。〈警察本部生活安全総務課〉
多様な担い手による見守り活動の拡充及び活性化の促進	郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながらこどもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。 〈警察本部生活安全総務課〉

施策の柱Ⅱ ライフステージに応じて支える

1 こどもの誕生前から幼児期まで

全てのこどもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期



Ⅱ-1-① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない 保健・医療の確保

【現状と課題】

全ての県民が、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するために、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査、乳幼児健康診査を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が求められています。

市町村のこども家庭センター等では、妊娠届出時の面談等で妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握を行うとともに、出産後、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業等、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた支援を実施しています。

悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるためには、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の未受診者へ受診を勧奨する取組みの推進や、育てにくさを感じている保護者等が気軽に相談できる相談窓口等の情報を保護者等が知り、利用に結び付けることが肝要です。

令和5年の母子保健指標では、周産期死亡率（出産千対）について、全国平均3.3に対し千葉県は3.7と全国平均よりやや高めに経過していますが、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率（出産十万対）については、全国平均3.1に対し、千葉県では2.7と全国平均より低い状況です。

全国的に少子高齢化が進行し、出産年齢が35歳以上の割合が平成28年に29.9%であったものが、令和3年には30.9%と上昇しており、リスクを伴う出産の増加が想定される中で、周産期死亡率や妊産婦死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制整備が重要です。

一方、分娩取扱医師偏在指標は全国値の10.50（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は9.41（同）と低い状況です。令和6年度からの医師に対する時間外労働時間の上限規制の適用もあり、リスクの高い妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営に対する支援等、県内の周産期医体制の充実を図ることが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 妊娠・出産に関する正しい知識を普及し、相談体制を強化します。

- ① 妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うために、妊産婦支援を行う市町村の保健師や助産師等を対象に、効果的な保健指導を行うための研修会を実施します。
- ② 不妊症に関する相談は、治療方針に関する相談以外にも、治療への迷いや、仕事との両立など多岐に渡る内容であるため、治療に関する専門性を持つ「不妊症看護認定看護師」に加え、自身も不妊の経験を持つ「ピアカウンセラー」を配置して相談を実施します。

2 産前産後の支援を充実し、体制を強化します。

- ① 産前・産後を通じ、対象者が安心して過ごすことができるよう、支援を行う市町村の専門職等に研修等を行い、取組を支援します。

3 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制を提供します。

- ① 市町村が設置するこども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援が必要とされることから、従事する専門職に対し研修会を行い、包括的な支援ができる人材を育成します。
- ② 妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う市町村に対し支援します。
- ③ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業について、市町村の取組状況等を確認します。

4 予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦等を支援します。

- ① 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

5 乳幼児健康診査等を推進します。

- ① 乳幼児期の様々な健康診査は、心身の健康状況を把握し、健康増進や、疾病の早期発見と早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供することがもっとも重要な役割であるため、乳幼児期の健康診査の推進のために、保護者へ啓発普及を行います。

6 出産に関する支援等を更に強化します。

- ① 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの運営費に対する支援を実施します。
- ② 一般の産婦人科では受け入れが困難なハイリスク妊産婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを使用して受入れ先を調整します。
- ③ 周産期医療体制を整備するため、周産期医療関係者と周産期医療審議会を開催します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質向上をはかるため、各種研修等を行う。 〈児童家庭課〉
不妊・不育相談事業	不妊症や不育症に関する様々な悩みに対する相談窓口を設置し、相談支援を行う。 〈児童家庭課〉
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦、その配偶者等に対して面談等により情報提供や伴走型の相談支援を実施する。 〈児童家庭課〉
妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦であることの認定後に5万円、その後、妊娠しているこどもの人数の届け出後に妊娠しているこどもの人数に5万円を乗じた額を支給し、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ実施することで、妊娠等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。 〈児童家庭課〉
こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）支援事業	市町村が設置するこども家庭センター（子育て世代包括支援センター）の職員に対し、研修を行い包括的な支援を行う人材育成を行う。 〈児童家庭課〉
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う。 〈児童家庭課〉
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査の実施に伴う体制整備や検査の必要性や検査方法を記載した保護者向け啓発リーフレットの配布を行い、難聴児の早期発見を行う。 〈児童家庭課〉
先天性代謝異常等検査	先天性代謝異常等を新生児期に早期発見するためのスクリーニング検査を実施し、将来の知的障害や突然死などを防止する。〈児童家庭課〉
周産期母子医療センター運営事業	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。 〈医療整備課〉
母体搬送コーディネーター事業の実施	リスクの高い分娩等が緊急時に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受入れ先の調整を行う。 〈医療整備課〉
周産期医療審議会	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の整備を図るため、周産期医療審議会を開催する。 〈医療整備課〉

【現状と課題】

1 就学前のこどもの教育・保育の充実

こどもの健やかな成長のためには、家庭における教育やさまざまな体験活動等とおして、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感などを育成するための教育を推進することが求められます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものであり、こどもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全てのこどもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、こどもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

幼児教育・保育の質の向上及び幼稚園等の支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることが必要です。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となりました。

令和8年度からは、0～2歳児を対象とし、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」が開始されます。これは「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する」ことを目的とした制度で、円滑に実施するための体制の整備が必要となります。

さらに、保育所等における福祉サービスの質の向上や利用者の方々へ良質で適切なサービスの提供を図るための取組を推進することが求められます。

2 保育人材の確保と資質の向上

保育所・認定こども園等の整備・拡充が進み、待機児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増加や、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」の開始など、保育現場で働く保育士等の需要は今後ますます高まることが予想されます。

保育士等の離職防止や定着促進のためには、保育士等の処遇改善及び保育所等の勤務環境の改善が非常に重要です。

3 待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進

保育所等の整備を進めた結果、待機児童数は平成29年の1,787人をピークとして年々減少し、令和6年4月1日現在は83人となりました。共働き世帯の増加や人口の流入等によって、地域によっては保育の需要が増加し待機児童が発生しています。

待機児童を解消するための保育所等の施設整備が必要となる一方で、地域によっては児童の減少に伴い施設定員に余裕が出てくる地域もあることから、市町村と連携して地域

の実情に合わせた施設整備が必要です。

【施策の方向と具体策】

1 就学前のこどもの教育・保育を充実させます。

- ① こどもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供します。
- ② 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域での体制づくりを支援します。
- ③ 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。
- ④ 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。
- ⑤ 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けるなどにより、円滑な接続を図ります。
- ⑥ 幼児教育アドバイザーや指導主事等が幼稚園等への訪問時において、幼児教育の質の向上及び小学校教育への円滑な接続について指導・助言等を行います。
- ⑦ 私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。
- ⑧ 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
- ⑨ 一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- ⑩ 幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
- ⑪ 認可外保育施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報について、市町村と共有を図ります。
- ⑫ 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するため、「こども誰でも通園制度」の実施に必要な体制の整備を促進します。
- ⑬ 福祉サービスの質の向上や利用者の方々へ良質で適切なサービスの提供を図るため、保育所等に対し、福祉サービス第三者評価の受審を推進します。

2 保育人材を確保し、資質を向上させます。

- ① 保育士の給与改善を図ります。
- ② 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育事業者に対する巡回支援を行います。
- ③ 保育士資格の取得を目指す学生へ修学資金の貸付を行います。
- ④ 指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対し補助を行います。

- ⑤ ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。
 - ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報を「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図ります。
 - ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修等を実施します。
 - ・ 合同面接会や就職説明会、保育士キャリアアドバイザー等による保育所見学会を実施します。
- ⑥ 再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、潜在保育士の復職を支援します。
- ⑦ 保育所等の職員に対し、職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ります。
- ⑧ 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う者に対し、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施します。
- ⑨ 認可外保育施設で働く保育士等を対象とした研修会の開催や、専門的知見を持つ指導員の派遣により、認可外保育施設の保育の質と安全性の向上を図ります。
- ⑩ 小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の多様な子育て支援に従事する子育て支援員を育成するため、「子育て支援員研修」を実施します。
- ⑪ 保育教諭に係る特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて、特例制度の説明を行います。また、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの免許・資格のみを保有する者に対し、免許・資格の取得に必要となる費用の助成を行い、免許や資格の取得を支援します。

3 待機児童の解消に向けた保育所整備等を促進します。

- ① 待機児童解消のため、国の助成制度を活用し、計画的な施設整備の促進を図ります。
- ② 既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合、適切な認定を行い、認定こども園の整備を進めます。
- ② 県と市町村が共同して、保育の受け皿及び保育人材の確保等について効果的な取り組みの検討を行い、施策を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
親子ふれあいキャンプ	日常の生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしながら、親子一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わい、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場として子育てネットワークの構築を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育リーフレット活用事業（再掲）	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
ウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の運営（再掲）	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
自然保育推進事業（再掲）	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性を育む自然環境保育を行っている団体を県が認証し、支援する。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼児教育の拠点機能の強化を図り、教職員の専門性の向上をはじめとした教育の質の向上や保幼小の円滑な接続等、幼児教育を推進します。 〈教育庁学習指導課〉
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 〈学事課〉
子育て支援活動推進事業	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 〈学事課〉
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 〈学事課〉
子育てのための施設等利用給付（再掲）	私立幼稚園や保育を必要とするこどもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 〈学事課・子育て支援課〉
子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する経費を給付する。 〈学事課・子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
医療的ケア児保育支援事業（再掲）	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。 〈子育て支援課〉
福祉サービス第三者評価事業	福祉サービスの質の向上を図り、利用者の方々へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を県が認証した公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行う福祉サービス第三者評価の受審を推進する。 〈健康福祉指導課〉
保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
千葉県保育士処遇改善事業	民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
産休等代替職員費補助事業	保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。 〈子育て支援課〉
保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
保育士修学資金等貸付事業	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 〈子育て支援課〉
幼稚園教員の人材確保支援事業	私立幼稚園の教職員等の処遇を改善するため、給与改善に要する経費に対し助成する。 〈学事課〉
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。 〈子育て支援課〉
ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業	保育士再就職支援コーディネーター及び保育士キャリアアドバイザーを配置し、潜在保育士の就職支援や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。 〈子育て支援課〉
保育士人材確保事業	保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して就職促進の為の研修等を実施する。 〈子育て支援課〉
保育所保育士等研修事業	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。 〈子育て支援課〉
保育士等キャリアアップ研修事業	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉
子育て支援員研修	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 〈子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
保育教諭確保のための資格取得支援事業	幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる経費を補助する。〈子育て支援課〉
(仮) 保育所等の整備促進	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備及び「こども誰でも通園制度」の実施に必要な施設整備に対し助成する。〈子育て支援課〉

施策の柱Ⅱ ライフステージに応じて支える

2 学童期・思春期

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関りの中で自己のアイデンティティを形成していく時期



Ⅱ-2-① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり

【現状と課題】

1 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

学習指導要領では、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を、全ての児童生徒に育成することが求められています。

家庭の経済的状況や、様々な生活上の困難にかかわらず、どんな環境に生まれ育ったこどもにも最善の未来を用意していくことが重要であり、いじめ、不登校などに関する教育相談体制の整備や、教育費負担の軽減、学び直しの機会の提供など、多様なニーズに対応した教育を推進していくことが求められています。

また、児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりが求められています。

学校におけるICT関連業務は多岐に渡っており、情報通信技術支援員（ICT支援）が1人1台端末を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援などに従事することは、学校間のICT活用状況の差を解消し、教員の働き方改革に資するものです。令和5年6月現在、県内市町村の約9割がICT支援員を配置しており、そのうち約6割が国の計画の水準である4校に1人以上配置していますが、依然として約7割の市町村は、学校のニーズに対し配置が十分ではないとしています。

一方、AI等をはじめとする技術革新の進展等により、社会や生活が大きく変化しつつある中で、生徒が自らの興味・関心や進路希望等に応じた多様な科目選択が可能となる仕組みを充実させるとともに、生徒一人一人の多様なニーズに応じた教育活動の展開を可能にする体制の整備や、職業に関する専門的な知識・技能を高めるための実践的なキャリア教育・職業教育の充実、さらには人口の減少に伴う全県的な生徒減少への対応が必要です。

県立高校においては、令和4年度を始期とする「県立高校改革推進プラン」に基づき、魅力ある県立高等学校づくりを進めており、実施に当たっては、具体計画である実施プログラムに基づき、推進することを基本としています。今後も社会の変化に対応し、生徒それぞれの豊かな学びを支え、地域のニーズに応える活力と魅力ある高等学校づくりを目指し、本プランに基づき、実施すべき高校改革について引き続き検討を進めていくことが重要です。

2 改訂版生徒指導提要の周知

学校教育の本質的な役割を果たすためには、学校現場において、生徒指導の目的や目標が正しく理解され、実践されることが重要であるため、生徒指導を取り巻く諸課題の状況を踏まえた生徒指導提要の改訂内容について、学校現場への着実な周知・徹底が求められます。

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制の構築

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られます。また、多様な価値観を持った人々との交流や体験の機会が減少し、こどもたちの規範意識や社会性、自尊感情が低下するといった影響も見られます。

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、こどもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っており、全てのこどもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びを支援するとともに、家庭と地域のつながりを築き、強固なものにすることなどにより家庭の教育力を高めていく必要があります。

また、地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの傾向があり、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめこどもを取り巻く問題が複雑化・困難化しています。

こうした状況に社会全体で対応することが求められており、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

4 持続可能な部活動及びスポーツ振興

部活動は、生徒にとって学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であり、その教育的意義は高い一方で、中学校教員の勤務時間の増加や、経験のない部活動の顧問を引き受ける教員も多いことから、持続可能な部活動の運営と教員の働き方改革を実現するとともに、指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置を促進する必要があります。

令和5年度から3年間で改革推進期間とする休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施するとともに進捗状況を把握することで、地域部活動の展開につなげていく必要があります。

また、ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業では、広くこどもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験させるために、県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やコーチ等を講師として小中学校・特別支援学校へ派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行っています。

5 よりよく生きるための道徳教育の充実

将来にわたって、よりよく生きていくためには社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育むことが必要であり、学校における道徳教育の推進が重要です。

県では、幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じた、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、幼児児童生徒の道徳性を高める心の教育の推進を図っています。千葉県道徳懇談会や特色ある道徳教育推進校の指定、実践事例集の作成を進めたり、道徳教育推進状況調査を行ったりしています。課題としては、実践事例集を作成していますが、なかなか周知

できていないことや、千葉県道徳懇談会については、今までの協議内容を整理して、今後の懇談会の内容を検討していく必要があります。

また、教職員が子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせるためには、研修が必要です。

道徳に関する研修については、道徳教育推進教師の研修会を実施していますが、より各校の情報共有や道徳教育推進教師の質の向上を図れるような研修の設定が必要です。

加えて、学校の道徳教育は学校長のリーダーシップのもと推進していくため、管理職に対しての研修会を継続的に実施することが必要です。

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

子どもたちが生涯に渡り、心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフを実現するために、学校における体育活動の充実とともに、家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の見直しや改善を目指して、組織的に保健教育や体力づくりに取り組む必要があります。

7 学校保健の推進

児童生徒の健康の保持増進を図ることは、学校教育活動を円滑に実施する上で重要な課題です。近年、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患や新たな感染症等への対応、また、いじめや不登校など心に起因する問題や性に関する問題、薬物乱用の防止等への対応も求められています。これらの課題に対処するため、健康管理を強化するとともに、保健教育の一層の充実が必要です。

近年、児童生徒の身体的生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しています。このような中、学校における性に関する指導の充実が重要な課題です。

また、H I V感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要があります。

また、こどもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切です。

がん教育は、学習指導要領に基づき、小学校では令和2年度から全面实施され、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度からそれぞれ必修化されました。

県では、平成29年3月に、「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領を作成し、児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的に、医師、看護師などががんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関（県内小中高校）に派遣しています。

がん教育を推進するため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、児童や生徒に生活習慣や遺伝子等のがん発生に関する基本的な情報を含めたがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要です。

なお、大麻事犯の検挙人員の7割以上は30歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあります。

大麻の乱用拡大に加え、危険ドラッグ事犯の検挙人員も増加しています。

この背景として、インターネット販売のみならず、平成27年に一度は壊滅に至らした危険ドラッグの販売店舗が再出現し、大麻有害成分の構造類似物等の危険ドラッグが市井に蔓延していることが挙げられ、青少年を含め、全国でそれらを摂取したことによる健康被害が発生しています。

また、覚醒剤事犯の検挙人員は減少傾向を示しているものの、検挙人員・押収量共に、依然として高水準で推移し、根強い覚醒剤需要についても憂慮すべき事態が続いています。

学校における薬物乱用防止に関する教育は、健康の保持増進の観点から、児童生徒一人一人が薬物乱用と健康との関わりについて、早い時期から認識し、自らの健康を害する行為をしないという態度を身に付ける必要があります。

8 食育の推進

食に関する価値観やライフスタイルの多様化、世帯構造の変化などにより健全な食生活を送ることが困難な場面が増えてきているといわれ、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れや肥満や過度の痩身、生活習慣病など健康上の課題も指摘されています。

平成17年6月に制定された食育基本法に基づき、令和4年3月に第4次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進していますが、依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んで行くべき課題があります。

これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

令和5年度の千葉県の朝食を食べている児童の割合は、令和4年度に比べて下回っています。また、令和5年度の全国平均と比べても下回る結果となりました。

健康な心身を育むことや将来の食習慣を形成するためにも成長期に食育は重要です。

食育を推進するにあたり、校内の食育推進体制を整備するとともに、学校と家庭が連携して食育を一層推進していくことが求められます。

学校における食に関する授業の実施状況の割合を見ると、小学校・中学校ともに担任と栄養教諭又は学校栄養職員と協力して授業を行った割合が年々増加していますが、学校によって指導に差が見られる現状があります。

また、全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深めることで、魚食普及も促進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 教育現場を重視し、教職員の質・教育力を向上させます。

- ① 各種会議や研修会、学校や市町村教委への訪問等様々な機会に、学校における働き方改革推進プランの改定内容について周知するとともに、具体的取組の推進について指導・支援します。
- ② 年1回、プランの取組状況調査を行い、各教育委員会や学校における進捗状況を確認するとともに、さらなる取組の推進について検討します。
- ③ 教員業務の支援をする、スクール・サポート・スタッフを、全公立小・中・義務教育・特別支援学校に配置し、教員業務の負担軽減を図ります。
- ④ 配置の効果を検証するとともに、有効な活用方法を各学校に周知します。
- ⑤ 算数・理科の授業における学力向上を図るため、専科教員を非常勤として配置します。
- ⑥ 小学校3・4年生の算数・理科の授業について、専門性を有する教員が単独、または担任教諭とともに授業を行います。
- ⑦ 専門的な指導力を備えた外部指導者を非常勤講師として配置し、体育・図画工作の授業における児童の学習意欲の向上を図ります。
- ⑧ 小学校1～4年生の体育・図画工作の授業に、競技経験者や芸術家、専門性を有する教員が入り、担任教諭とともに授業を行います。
- ⑨ スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が毅然と対応できる体制の構築を図ります。
- ⑩ 様々な悩みを抱える児童生徒やその保護者等を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用や、多様な相談機会を確保することで、こどもや家庭に対する相談支援体制を充実します。
- ⑪ 教員の研修体制の充実により、生徒指導上の諸課題などに対応する実践力の向上を図り、信頼される質の高い教員の育成を推進します。
- ⑫ 市町村に対しICT支援員が派遣可能な企業リストを、ホームページを通して提供します。
- ⑬ 学習サポーターを県内小・中・義務教育学校に配置し、児童生徒の学力向上を図ることを目的として、きめ細かな学習支援を行います。
- ⑭ 教職員の研修事業では、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び「千葉県教職員研修体系」にもとづいた研修を企画し、教職員の指導力向上を図っていきます。
- ⑮ 私立学校へ教職員を対象とした研修について周知し、参加を促していきます。
- ⑯ 県ホームページの「家庭学習のすすめ」サイトや基礎・基本及び思考力・表現力・判断力等を高める問題作成を通して、児童生徒の主体的な学びを促していきます。
- ⑰ こどもたちの学ぶ意欲の向上を図るため、「こどもたちの主体的な学び促進事業」「千葉県学習サポーター派遣事業」「魅力ある専門分野の人材活用事業」「グローバル化に対応した英語教育の充実事業」「先進的教育活動による学ぶ意欲向上事業」「ICT活用教育の充実事業」を推進します。
- ⑱ 教員の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、「学力学習状況調査分析・活用事業」「ちばっ子の学び変革推進事業」「授業づくりコーディネーター活用事業」「学校図書館活用推進事業」「研修体系に基づく研修の充実事業」

を推進します。

- ⑨ 各県立高等学校のスクール・ポリシーに基づく学校運営とともに、特色ある学科・コース等の設置や適正規模・適正配置についての検討など、高等学校の魅力化・特色化を推進します。

2 改訂版生徒指導提要进行を周知します。

- ① 生徒指導提要进行の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めます。

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制を構築します。

- ① 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を支援します。
- ② 保護者や地域住民等が、学校運営上の課題やそのために必要な支援について協議し、学校と地域がこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みである、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を市町村と連携して促進します。

4 持続可能な部活動及びスポーツを振興します。

- ① 中学校に市町村が部活動指導員を配置する経費に対し助成します。
- ② 専門性の高い地域指導者を確保します。
- ③ 部活動指導員の活用を促進します。
- ④ 少子化の中でも、将来にわたり本県の中学生在がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動の地域移行に向けた環境を整備します。
- ⑤ 令和5年3月「地域全体でこどもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（千葉県）で示した推進計画の実現を図るため、課題となる人材確保に資する県の推進体制を整備します。
- ⑥ 学校の働き方改革推進による学校教育の質を向上させます。
- ⑦ 持続可能なスポーツ・文化環境の一体的整備による多様な体験機会を確保します。
- ⑧ ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業の交流全般を通じて、来校した団体の競技種目の特徴やルールなどを知り、実際の競技に関連する活動プログラムを体験することで、体育・スポーツの持つ魅力をこどもたちが肌で感じられるような事業展開を目指します。

5 よりよく生きるための道徳教育を充実させます。

- ① 千葉県の道徳教育の重点的な施策や適切な教材及び指導内容の検討及び充実に関して、有識者等から意見を聴取し、千葉県で学ぶ児童生徒の道徳性を高める心の教育を推進

します。

- ② 道德教育の一層の充実を図るために、特色ある道德教育推進校として県教育委員会が指定した幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を2年間にわたり指定し、県で作成した道德教材の活用を含めた道德教育全体について実践的な研究を行いながら研究成果について実践事例を作成し、広く普及します。
- ③ 県内すべての公立小・中・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の道德教育推進教師を対象に、国や県で作成した道德教材を活用した道德の授業の在り方等について研修する機会を確保します。
- ④ 千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、各教科、道德、特別活動等に関する研修を実施し、毎年、より実践的かつ効果的になるよう研修の内容や実施方法を見直すことで教職員の質・教育力の向上を図ります。

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりを推進します。

- ① 「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」を策定し、県民に広めるとともに、小・中・高等学校・特別支援学校における健康づくりを推進します。
- ② 「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」において、積極的に健康・体力づくりに取り組んだ学級・学校を表彰し、よりよい実践を広く紹介します。
- ③ 「いきいきちばっ子『遊・友スポーツランキングちば』」に集団で協力しながら取り組むことにより、体力の向上を目指します。また、記録（ランキング）を公表することで挑戦する意欲を高め、継続して取り組むことで運動習慣の形成を図ります。

7 学校保健を推進します。

- ① 県及び拠点病院等を中心とした医療機関は、引き続き、市町村、教育機関、医師会、患者団体等の協力のもと、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めるためのがん教育を推進します。
- ② こどもの頃から、がんに関する正しい情報を自ら収集できるよう、「千葉県がん情報ちばがんび」による情報発信、国立がん研究センター「がん情報サービス」等の情報媒体の周知を図ります。
- ③ 県は、引き続き、がん教育を実施している団体等を把握し、教育委員会と連携・情報共有することにより、外部講師の活用を促進し、がん教育の充実に努めます。
- ④ 小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等を対象に、薬物乱用防止教育研修会をオンデマンド開催します。
- ⑤ 少年の非行防止と健全育成のため、県内6か所の少年センターの少年補導専門員等が小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象に薬物乱用教室を開催していきます。
- ⑥ 関係団体等と連携しながら、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を行っていきます。

8 食育を推進します。

- ① 「ゲー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、

適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。

- ② 食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、県民が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 食に関する指導事業地区別研究協議会では、教育事務所ごとに関係職員を対象とした食に関する指導のあり方等の研修を行い、食育に関する千葉県の施策や実践について学び、学校における食育の重要性について理解を深めます。
- ④ 地域における食育指導推進事業では、実際に授業を参観することや研究協議会での意見交換を行うことで、各校における食に関する指導を見直すことや指導体制づくりについて学びます。
- ⑤ 高等学校と連携した食育活動支援事業では、豊かな圃場や施設を持つ本県の農業・水産系高等学校を支援校として、県内の高等学校ごとに幼稚園、小中学校から参加校を選定し、千葉県ならではの体験を取り入れた食育活動を展開し、その成果を県下に周知し、県全体の食育活動の一層の推進を図ります。
- ⑥ 高等学校における食育の推進では、県内全ての高校１年生に向けて食育リーフレットを配付し、授業の中で活用し、食育の推進を図ります。
- ⑦ 栄養教諭、学校栄養職員の資質向上を目的とした研修・講習会等の充実を図り、食に関する指導について知識を深め、実践に活かします。
- ⑧ 栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。
- ⑨ 県内小・中学校の学校給食における県産水産物の使用を促進し、こどもたちに魚食文化の認識を深めてもらいます。
- ⑩ 各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関する県民の理解を深めます。
- ⑪ 市町村・関係団体・企業・飲食店等と連携し、食育の推進と食環境の整備を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容(担当課)
県立高等学校魅力化・特色化事業	「県立高校改革推進プラン」に基づき、県立高等学校の魅力づくりを推進する新たなプログラムを策定するための調査研究等を行う。 〈教育庁教育政策課〉
学校における働き方改革推進プラン	教職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るため、具体的な取組内容や数値目標を掲げ、教職員の意識改革や業務改善を進める。 〈教育庁教職員課〉
スクール・サポート・スタッフ配置事業	教員の長時間勤務を改善するため、教員の事務作業等を補助する外部人材を会計年度任用職員として公立小・中・義務・特別支援学校及び県立中・特別支援学校に配置する。 〈教育庁教職員課〉

事業名	事業の内容(担当課)
小学校専科非常勤講師等配置事業	児童の学力及び学習意欲の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくり及び配置校の他の教員の指導力向上を行うための専科教員等を小学校へ配置する。 〈教育庁教職員課〉
副校長・教頭マネジメント支援員配置事業	副校長・教頭が行っている学校マネジメン等に係る業務を専門的に支援するための人材を配置し、業務の負担軽減を図る。 〈教育庁教職員課〉
スクールロイヤー活用事業	教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談等を実施する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラー等配置事業	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
千葉県学校ICT化サポート事業	市町村教育委員会に対し、ICT支援員が派遣可能な企業リストを、ホームページを通して提供する。 〈教育庁学習指導課〉
家庭教育リーフレット活用事業(再掲)	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
学習サポーター配置事業	児童生徒の学力向上を図ることを目的として、退職教員などを含めた多様な地域人材を派遣し、きめ細かな学習支援を行う。 〈教育庁学習指導課〉
「ちばっ子チャレンジ100」 「ちばのやる気学習ガイド」	全国学力・学習状況調査をもとに、思考力・表現力・判断力等を高める問題を作成し、Web配信やCBTを活用することにより、児童生徒基礎・基本となる内容の確実な習得、及び思考力・判断力・表現力等の向上を図る。 〈教育庁学習指導課〉
ちばっ子「学力向上」総合プラン	こどもたちの学ぶ意欲の向上を図る。 教員の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。 〈教育庁学習指導課〉
「早寝早起き朝ごはん」国民運動(再掲)	こどもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいそいそと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。 〈教育庁生涯学習課〉

事業名	事業の内容(担当課)
ちば夢チャレンジかなえ 隊派遣事業	県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やOB、コーチ等を講師として小中学校に派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行うことで、広く子どもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験してもらうことを目的に平成26年度から実施している。　　〈生涯スポーツ振興課〉
部活動指導員配置に 対する助成	部活動の顧問として技術的な指導等を行う部活動指導員の配置事業について、市町村教育委員会へ助言・指導や情報等を提供する。 ※部活動指導員の費用は国1/3、県1/3、市町村1/3 〈教育庁学習指導課、保健体育課〉
部活動の地域移行に 向けた環境整備事業	地域の実情に応じた部活動の地域移行の実現ができるように、国の実証事業や市町村の取り組み等について、市町村教育委員会に助言・指導や、情報等を提供する。　　〈教育庁学習指導課、保健体育課〉
「いきいきちばっ子 コンテスト『遊・友 スポーツランキング ちば』」	本県の児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に児童生徒が取り組める運動種目を紹介し、積極的な外遊びや運動を奨励する。また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録(ランキング)を公表し、活動の意欲化と継続性を図る。　　〈教育庁保健体育課〉
道徳教育推進プロジェクト 事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。　　〈教育庁学習指導課〉
教科、道徳、特別活動等 の教職員研修の実施	千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、研修の内容や実施方法を毎年見直しており、各教科、道徳、特別活動等に関する研修を実施し、より実践的かつ効果的な研修により教職員の質・教育力の向上を図る。　　〈教育庁学習指導課〉
いきいきちばっ子 健康・体力づくり モデルプランの推進	こどもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちを持たせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小・中・高等学校・特別支援学校における健康づくりを推進する。　　〈教育庁保健体育課〉
がん教育に係る外部 講師派遣	児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的に、医師、看護師などがんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関に派遣し、がんに関する教育を行う。　　〈健康づくり支援課〉
薬物乱用防止教室推進 事業	学校における薬物乱用防止教室の推進を図る。　　〈教育庁保健体育課〉

事業名	事業の内容(担当課)
少年サポート活動 (薬物乱用防止教室)	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、少年補導専門員等が、薬物乱用防止のための広報啓発を行う。 〈警察本部少年課〉
薬物乱用防止対策事業	ボランティアとして委嘱している千葉県薬物乱用防止指導員や保健所職員を中心に薬物乱用防止教室を開催する。また、リーフレットを作成し、薬物乱用防止を啓発する。 〈薬務課〉
ちば食育活動促進事業 (再掲)	健全な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。 〈環境農業推進課〉
水産物消費・食育対策事業(再掲)	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。 〈水産課〉
いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じてこどもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。 〈教育庁保健体育課〉
いきいきちばっ子 「オリジナル弁当 コンクール」	こどもたちが自ら弁当作りを体験することにより、食への関心を高め、食べることを見つめ直し、食生活の改善を図るため、小学5・6年生を対象に「オリジナル弁当コンクール」を実施する。〈教育庁保健体育課〉
ライフステージに応じた健康づくり推進事業	生活習慣病予防等に向けた食習慣の改善のため、飲食店等による県民への望ましい生活習慣の周知や食環境整備を推進する。企業等と連携したグーパ―食生活等を活用した情報提供等を行う。〈健康づくり支援課〉
県産農林水産物販売促進事業	県産農林水産物の販売促進を図るため、消費者・実需者に向けた各種プロモーションを実施するほか各種商談会への出展支援により、県産農林水産物の販路拡大を図る。 〈販売輸出戦略課〉
「コミュニティ・スクール」設置推進事業	「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「地域に開かれた教育課程」の実現に向け、相互の連携・協働のもと「地域とともにある学校」を構築するため、県立学校及び市町村立学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進する。 〈教育庁生涯学習課〉

Ⅱ-2-② 健やかな成長を支える環境づくり

【現状と課題】

情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、ネットトラブル、いじめ、不登校、ひきこもり、こどもの貧困、ヤングケアラーなどの青少年問題も多様化・複雑化しています。

こうした中、青少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、地域の関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していく必要があります。

こども・若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、適切な環境づくりを進めていくことが必要です。

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

多様化、複雑化する青少年問題に対応するためには、青少年相談員や青少年補導員などの地域ボランティア、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体など、多様な主体との連携を強化することが重要です。

2 非行・犯罪防止

本県における令和5年に検挙された万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は、771人で、平成22年から連続して減少していたものの、令和5年は増加に転じており、再犯者数は215人で再犯者率は27.9%と高水準で推移しています。

また、「電話d e 詐欺」等の特殊詐欺で37人の少年が検挙されており、依然として「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられます。

さらに、不良行為により補導された少年は9,647人で、行為別では喫煙・深夜はいかいが全体の約6割を占めており、年齢別では15歳～17歳の年齢層で全体の約7割以上を占めています。

少年による非行・犯罪を防止するためには、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、市町村が委嘱する青少年補導員や警察などが委嘱する少年警察ボランティア、学校、警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を更に強化することが求められます。

3 立ち直り支援

犯罪や非行をした人及びその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、事件などに関わった少年や、問題を抱え非行に走る可能性がある少年と共に社会奉仕・体験活動等を実施し、立ち直り支援に取り組むことが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化を図ります。

- ① 青少年相談員活動の充実を図るため、市町村や関係団体と連携して、地域における青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。
- ② 県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有し、青少年育成団体による多様な活動を推進します。
- ③ 県内の児童生徒を対象に青少年の健全育成や非行防止等を図るため、学校と警察が連携し、情報交換、情報共有を積極的に行います。
- ④ 青少年育成を目的とする社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進します。

2 非行・犯罪防止に取り組めます。

- ① 青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロールを実施するほか、広報・啓発活動を推進します。
- ② チラシやSNS等を活用して、児童生徒及びその保護者への注意喚起や相談窓口の周知を行います。
- ③ 青少年補導員や少年補導員等の活動の支援や担い手の育成・確保などにより、青少年の非行防止と健全育成に取り組めます。
- ④ 柔道・剣道の指導などを通じた少年と警察官のふれあいの機会であるタッチヤング活動を行います。

3 立ち直り支援に取り組めます。

- ① 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を深めてもらうための広報・啓発を行います。
- ② 非行防止や立ち直り支援、児童生徒の安全確保を目的とした協力要請があった学校を対象に、スクール・サポーターを派遣し、教職員への助言などを行います。
- ③ 過去に警察が取り扱った少年の再犯を防止することなどを目的として、農業やスポーツといった様々な活動を体験させる「出前型」の支援活動を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
青少年相談員設置事業	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。 〈県民生活課〉
青少年指導者育成事業	県内各地域で実施する青少年健全育成のスキル向上のための研修会等に対して青少年活動に携わってきた視点でのノウハウを持った専門職員又は外部講師等をコーディネートして派遣する。 〈県民生活課〉
千葉県青少年育成フォーラム	県内の青少年育成関係者等を対象に、青少年を取り巻く現状や課題を共有し、青少年の育成について更なる理解を深めることを目的とし、青少年の健全育成に資する企画等を実施する。 〈県民生活課〉
千葉県青少年団体連絡協議会との連携	県で行う青少年事業について周知依頼をし、千葉県青少年団体連絡協議会加盟団体に所属する青少年へ広報を実施する。 〈県民生活課〉
青少年育成団体による推進事業	市町村・民間関係団体等と連携し、県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有する。 〈教育庁生涯学習課〉
学校警察連絡制度	児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度として千葉県教育委員会等と締結し運用している。(平成16年以降) 〈警察本部少年課〉
社会教育関係団体補助金	社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進する。 〈教育庁生涯学習課〉
青少年非行防止対策事業 (非行防止チラシ)	関係機関、団体、地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深め、非行防止の諸施策及び活動を連携して実施するため、啓発用チラシを作成し、小学5年生とその保護者、中学1年生とその保護者及び高校1年生に配付を行い、青少年の非行・被害防止等の啓発を図る。 〈県民生活課〉
青少年非行防止対策事業 (啓発用動画の作成及び広告配信)	近年問題となっている青少年のインターネット被害や非行防止に関する啓発動画を制作し、多くの中学生及び高校生の目に触れるSNS等において周知を行うことで、青少年の非行・被害防止等の啓発を図る。 〈県民生活課〉
青少年補導センター事業	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。また、青少年補導(委)員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。 〈県民生活課〉
少年補導専門員の確保	積極的な採用募集活動を行い、少年補導専門員の適正な職員数及び優秀な人材の確保に努める。 〈警察本部少年課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
少年サポート活動	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。 〈警察本部少年課〉
タッチヤング活動	少年非行防止対策として、柔道・剣道を通じて警察職員と少年がふれあい、信頼関係や規範意識、自制心を育んでいる。 〈警察本部少年課〉
社会を明るくする運動補助金	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を目指す「社会を明るくする運動」に対して助成する。 〈健康福祉指導課〉
スクールサポーター制度	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とした非行防止や児童等の安全確保などに関する学校からの要請に基づいて、スクールサポーターを派遣し、教職員への指導及び助言、学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援などを行っている。 〈警察本部少年課〉
少年警察ボランティア活動	少年警察ボランティアによる街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。 〈警察本部少年課〉
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年の再犯防止策として、過去に警察の取り扱った非行少年のうち、保護者の同意を得た少年に対し、個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、社会奉仕・体験活動を行うなど、少年に手を差し伸べる「出前型」の立ち直り支援を行っている。(平成23年以降)〈警察本部少年課〉

Ⅱ-2-③ 居場所づくり

【現状と課題】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

こども・若者が生きていく上で「居場所」があることは不可欠であり、全てのこども・若者が安心して過ごせる多くの場所を持てるよう、社会全体で支えていく必要があり、こどもの視点に立った居場所作りが求められています。

一方、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にあります。

特に、貧困状態にあるこどもは、自己肯定感が低く、相談や支援を求めることをためらいやすい傾向にあり、大人になってからも支援を求められず貧困が連鎖していくおそれがあります。このため、こどもの時から大人への信頼感を育みながら自己肯定感を高めていくことができるよう、こどもが安心して過ごせる居場所につながる事が重要です。

国においては、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が定められ、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てが居場所となり、物理的な「場」だけでなく遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態が考えられることや、居場所と感じるかは本人が決めることであるなど、基本的な考え方が示され、自治体においても、計画的に推進していくことが求められています。

本県においては、これまでもこども食堂や高等学校における居場所カフェへの支援、フリースクール等との連携を進めています。

また、社会教育施設について、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことも求められています。

2 放課後児童対策

共働き家庭の増加に伴い、放課後にこどもが安全・安心に過ごせる居場所が求められています。そのため、放課後児童クラブのニーズは年々増加しており、待機児童数は依然として多い状況が続いています。

共働き家庭のこどもに限らず、放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保は、全てのこどもにとって重要です。

放課後児童クラブは遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、こどもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所であることから、職員の人材の確保と資質の向上が欠かせません。

施設整備や人材の確保を推進するため、放課後児童支援員の処遇改善や研修を通して資質の向上を図るなど、量と質の両面から充実を図ることが重要です。

共働き家庭のこどもが小学校入学とともに、保育所に代わる居場所がなくなる、いわゆる「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するためには、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備が急務です。

国は、待機児童を解消するため、平成27年度から「放課後子ども総合プラン」、さらに

平成30年度からは「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という。）を策定し、放課後児童クラブの整備を進めてきました。

新プランが令和5年度末で終了を迎えましたが、目標に掲げていた152万人分の受け皿整備の達成や待機児童の解消には至っておらず、引き続き放課後児童対策の強化を図る必要があります。そこで、令和5年度から6年度まで集中的に取り組むべき対策として取りまとめられた「放課後児童対策パッケージ」に基づき、さらなる推進を図ることが重要です。

県では、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施することにより、児童の放課後対策を充実させることに取り組んでいます。

放課後子供教室では、全ての児童を対象とし、平日の放課後や土曜日等において、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画を得て、子供たちの多様な学びや体験活動等を行っています。家庭や学校とは異なる児童との学習や各種体験活動を通じて、地域社会との交流が深まり、子供の健全育成につながっています。

自治体においては、地域コーディネーターの資質向上及び人材発掘や児童クラブを所管する福祉部局と子供教室を所管する教育委員会の連携の強化等が求められます。

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

- ① こども・若者を含む誰もが安全に安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。
- ② 若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。
- ③ 高等学校と連携して、居場所カフェの開催に当たっての広報・周知等を行います。居場所カフェに中核地域生活支援センターの職員を派遣し、生徒と交流するとともに、必要に応じて相談支援を行います。

本事業において相談支援を行った場合は、必要に応じ、本人同意の上、高等学校の教職員と情報共有を行います。

- ④ こども食堂サポートセンターを設置し、地域ネットワークの構築や運営、食材等の物資・ボランティア・寄附金の受入調整及びこども食堂の立ち上げを支援します。
- ⑤ ひきこもり状態にある本人を対象とした居場所づくりを実施します。

2 放課後児童対策を行います。

- ① 待機児童を解消するため、学校内の余裕教室の活用に加えて、特別教室や学校図書館等のタイムシェアや既存施設の増設、新規整備の検討を図るとともに、児童が安全・安心を確保するため、大規模クラブの規模の適正化に向けたクラブの分割について促進を図ります。
- ② 市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全てのこどもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進します。

- ③ 利用者のニーズに柔軟に対応するため、備品の整備や開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするため運営体制の拡充を支援します。
- ④ 放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等に応じた処遇改善を支援します。
- ⑤ 放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者に対し、放課後児童支援員認定資格研修を年12回程度実施し、人材の確保と質の向上を図ります。
- ⑥ 放課後児童支援員、放課後児童クラブや放課後子供教室に従事する者、行政担当者等に対する研修をテーマ別を実施し、資質の向上並びに必要な知識及び技術の修得を図ります。
- なお、研修については、特別な配慮を必要とする児童への対応や、いじめ・虐待への対応に関する研修は必ず実施することとし、その他市町村ニーズを踏まえ、毎年度、見直しを行います。
- ⑦ 全てのこどもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にあるこどもを早期に発見し、福祉的な支援につなげていくため、福祉団体等と連携して高等学校内に気軽に相談できる居場所を作る。〈健康福祉指導課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。〈教育庁生涯学習課〉
困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供（再掲）	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
少年補導員活動 (再掲)	少年補導員による街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。 〈警察本部少年課〉
ひきこもり支援推進事業(ひきこもり地域支援センター事業) (居場所づくり事業) (再掲)	・ひきこもり状態の本人を対象とした居場所づくりを実施する。 ・県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。 〈精神保健福祉センター〉
放課後児童クラブ整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備(創設・改築・大規模修繕等)に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後子ども環境整備事業	市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のあるこどもを受け入れるために必要な改修や設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童クラブ支援事業	市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間アパート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に必要な経費に対し、市町村を通じ補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後子供教室推進事業	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。 〈教育庁生涯学習課〉

Ⅱ-2-④ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

【現状と課題】

1 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

近年、児童生徒の身体的生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しています。このような中、学校における性に関する指導の充実は重要な課題です。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、体育、道徳や特別活動など、教育活動全体を通じて行っており、体育や保健体育において、小学校では思春期の体の変化、中学校では生殖に関わる機能の成熟、高等学校では、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題などの科学的知識を身につけ、また、道徳において、生命の尊さ、思いやりや相互理解等についても指導しています。

実施にあたっては、児童生徒の発達段階をふまえ、保護者の理解を得つつ、学校全体で共通理解を図りながら取り組むことが重要です。

2 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

予期せぬ妊娠等により妊娠に葛藤を抱える妊産婦については、妊娠に至った背景として、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、妊娠後に、必要な支援者から適切に支援を受けにくい状況にある可能性が高いと考えられます。

そのため、適切な相談窓口の利用に結び付けることが肝要です。

また、H I V感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要があります。

県では、学習指導要領に基づき、中学校においては、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて、高等学校においては、エイズの原因及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導しています。

児童生徒のエイズに対する理解を促進するとともに、エイズに対する偏見や差別をなくすための取組も重要です。

【施策の方向と具体策】

1 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を行います。

- ① 公立学校教職員を対象に、性教育研修会をオンデマンドで開催します。
- ② 医師、教員等で構成される「性教育連絡協議会」を実施します。

2 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を行います。

- ① 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う「にんしんＳＯＳちば」を運営します。
- ② 予期しない妊娠に関する相談窓口「にんしんＳＯＳちば」の周知を、カードの配付等を通じて高等学校を中心に進めます。
- ③ 児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。
- ④ 「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。
- ⑤ 「世界エイズデー」の広報活動として、教育広報誌の「夢気球」に取組の紹介をします。
- ⑥ 文部科学省から通知される「HIV 検査普及週間」、世界エイズデーポスターコンクールの実施、青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
「性に関する教育」普及推進事業	学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施する。 〈教育庁保健体育課〉
妊娠ＳＯＳ相談事業（再掲）	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う。〈児童家庭課・教育庁保健体育課〉
エイズ関連対策事業（再掲）	関係各所から通知されるエイズ教育に関する情報を、学校教育現場へ周知し、エイズ教育の推進と充実を図る。 〈教育庁保健体育課〉
青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。 〈疾病対策課〉

【現状と課題】

1 主権者教育の推進

児童生徒が、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙を理解し、有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導が必要です。

また、自らの意見を表明する機会の確保が求められます。

2 消費者教育の推進

令和4年4月から実施された成年年齢引下げを踏まえ、若年層の消費者被害を未然に防止するためにも、若年者への消費者教育を推進する必要があります。

3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

本県の人口は、2020年に628万4千人でしたが、2021年には、社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入り、本県が行った将来人口推計では、2060年には514万8千人まで減少することが予測されています。

このような人口減少が続いている中、若い世代に対し、自身のライフスタイルを考えるきっかけとなり、人口減少問題を身近に感じてもらうための取組を行う必要があります。

また、結婚、出産、育児等に関する支援ニーズを把握し、具体的な支援策を検討する必要があります。

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

アルバイトや就職活動を始める前に、労働法制度や社会保険などに関する基本的な知識を身に付け、労使間のトラブルを未然に防ぐことができるよう、教育・啓発を実施する必要があります。

若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施しています。

また、キャリア形成の一助として、ものづくり、農業、水産業の魅力を発信し、それぞれの産業離れを解消していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 主権者教育を推進します。

- ① 国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導を行います。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施します。
- ② 中学生自らが、主張を正しく伝え理解してもらう力などを身に付ける機会として、「中学生の主張」大会を開催し、青少年の健やかな成長を促します。

2 消費者教育を推進します。

- ① こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。
また、実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会の実施をするなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進します。

3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供を行います。

- ① 大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育に取り組みます。

- ① 働く上で必要な労働法等の基本的知識を身に付けることができるよう、高校生を対象にワークルールを学ぶ講座を実施します。
- ② こどもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、こどもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。
また、こどもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。
- ③ テクノスクールにおいて、小・中・高校生等を対象としたものづくり体験を実施し、若者のものづくりへの興味・関心を高める取組を行います。
- ④ 農業内外からの新規就農者の確保を進めるため、公益社団法人千葉県園芸協会や一般社団法人千葉県農業会議等の関係機関と連携し、就農相談窓口の設置や就農相談会の開催、国の就農資金の交付、地域における就農希望者向け研修等を行います。
- ⑤ 地域の関係機関や指導農業士をはじめとした農業者等が一体となって新規就農者を受入れ、育成する体制作りを進めます。
- ⑥ 次代を担う農業者を育成するため、スマート農業などの教育カリキュラムの強化や施設の大規模改修などにより、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。
- ⑦ 就農希望者の確保に向けて、インターンシップ制度の充実や、本県農業の担い手育成の中核機関である農業大学校と、農業関係高校や各種農業団体との連携を進め

ます。

- ⑧ 水産業に関する知識や体験を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が開催する水産教室等の開催を支援するほか、高校生を対象とした体験漁業を実施します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
主権者教育の推進	国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的に実践的な指導を行う。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。 〈教育庁学習指導課〉
中学生の主張 千葉県大会	中学生がいま感じている思いや未来への希望を発表する場として昭和54年より毎年全国で開催されており、その千葉県大会として開催する。 〈県民生活課〉
消費者教育啓発事業	子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進する。 実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進する。 〈教育庁学習指導課〉
消費者教育啓発事業	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資材の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。 〈くらし安全推進課〉
若者と一緒に考える 地域活性化セミナー	今後社会を担っていく若い世代を中心に、人口減少をめぐる問題について認識を深め、今後のライフデザインを考える上での参考にしてもらうため、県内の大学等において有識者を講師として招きセミナーを開催する。 〈政策企画課〉
ワークルール講座	若者が長い職業生活を安心して働き続けるためには、働く前に必要な労働法等の基本的知識を身につけておくことが重要であるため、高校生を対象に働く際のルール（ワークルール）を学ぶ機会を提供する。 〈雇用労働課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
キャリア教育推進事業	高等学校に対し、インターンシップの保険費用、生徒向け講演会・教員向け研修会及び教員の企業訪問旅費を支援する。 子供たちがこれからの社会の変化を踏まえ、主体的に自らの生き方について考え、自己実現を目指せるよう、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、中学校・高等学校の進路指導を担当する教員を対象に、これからの社会状況や雇用の状況に詳しい有識者による研修を実施する。〈教育庁学習指導課〉
教育改革推進事業（キャリア教育の推進）	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ（就業体験）等を実施する経費を支援する。〈学事課〉
子育て体験学習の推進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。〈教育庁学習指導課〉
未来の名工チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施する。〈産業人材課〉
新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付する。〈担い手支援課〉
ちば新農業人サポート事業（農家後継ぎ等就農促進）	県内の高校生等を対象に、地域における先進的な経営事例や先輩農家を紹介することにより、農業の魅力をPRし、就農を促進する。〈担い手支援課〉
千葉県立農業大学校	農業分野における優れた担い手の育成に向け、実践的な訓練や研修を行う。また、資格取得などのスキルアップを通じて定着の促進を図る。〈担い手支援課〉
青少年水産教室	小・中・高校生対象に、水産業に関する知識の普及や体験活動を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が実施する水産教室等に講師（漁業士）を派遣し、開催を支援する。〈水産課〉
新規漁業者確保定着支援事業（水産業インターンシップ）	漁業者、教育機関と連携し、高校生を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。〈水産課〉

Ⅱ-2-⑥ いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、55,272件で、前年度より1,649件増加しています。

いじめは、こどもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、こどもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめは、「どのこどもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応に向けた取組の推進が求められています。

【施策の方向と具体策】

いじめ防止対策を推進します。

- ① いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- ② 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にする心を育むとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進します。
- ③ 指導資料集等を活用し、いじめの態様などに応じた実効的な対応能力の向上に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織による対応等について、教職員研修を実施します。
- ④ いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。
- ⑤ 各学校におけるいじめ重大事態報告書の収集、報告書の分析を通じた、重大事態の実態把握や課題点等の洗い出しをします。
- ⑥ 各種研修において、各学校におけるいじめの認知の仕方や初期対応の重要性について周知し、指導・支援を行います。
- ⑦ インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。
- ⑧ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。
- ⑨ 県内の児童生徒を対象に少年の健全育成、非行の抑止及び犯罪被害に遭わせないようにすることを目的として、学校・警察連絡制度を運用しており、教育機関と警察との連携を一層強化し、制度の積極な活用を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
教育相談事業 (不登校児童生徒の 教育機会確保支援 事業の一部)(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
いのちを大切にする キャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
いじめ防止対策等 推進事業	千葉県いじめ対策基本方針を受け、教員研修を実施するとともに、啓発資料の作成を行い、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
いじめの重大事態の 収集・分析等	各学校でのいじめ重大事態報告書の収集・分析をととして、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、初期対応の方法や同種の事態の発生防止の取組を促進する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセ ラー等配置事業 (不登校児童生徒の 教育機会確保支援 事業の一部)(再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
情報モラル教育研修 の充実(再掲)	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業 (教育相談体制の 整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
学校警察連絡制度 (再掲)	児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度として千葉県教育委員会等と締結し運用している。(平成16年以降) 〈警察本部少年課〉

Ⅱ-2-⑦ 不登校のこどもへの支援

【現状と課題】

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の不登校児童生徒数は、小学校で5,738人、中学校で8,854人と小・中学校ともに過去最高となり、憂慮すべき状況です。

国においては、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる教育機会確保法）が制定され、同法の趣旨を踏まえた各種の取組が行われているところですが、全国的にも不登校児童生徒の増加傾向は続いています。

本県では、不登校のこどもの主体性を尊重し、多様な学習機会を確保するため、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」を令和5年4月に施行し、この条例に基づき、これら施策を総合的に推進するための基本方針を本年3月に策定し、不登校児童生徒への支援を推進することとしています。

不登校となる要因が複雑化・多様化する中で、児童生徒が自分に合った学びを継続できるよう、学校や家庭、県内各所の教育支援センターやフリースクール等の民間団体や様々な支援機関等が連携し、不登校児童生徒への支援の充実に取り組む必要があります。

また、様々な課題を抱えたこどもや保護者を支援するためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、研修等を通じた資質の向上を図るとともに、SNSを活用した教育相談事業を実施し、問題の深刻化の未然防止に努める必要があります。

【施策の方向と具体策】

不登校のこどもを支援します。

- ① 学校の教員等が出席する各種会議の場において、教育機会確保法や千葉県不登校児童生徒の教育機会を確保する条例等について、その趣旨や具体的な施策等を説明するとともに、教育支援センターやフリースクール、相談機関等、不登校児童生徒の支援に関係する様々な情報を1つにまとめたサポートガイドを作成し、保護者等へ配付するなど、不登校支援に関する情報を確実に届ける体制を構築します。
- ② 学校においては、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員等が連携し、組織的な教育相談体制の充実を図るとともに、校内教育支援センターへの教員の加配や不登校児童生徒支援チームの派遣などを通して、さらなる支援の充実を図ります。
- ③ 子どもと親のサポートセンターでは、不登校児童生徒や保護者のニーズを踏まえて、オンライン教育相談を実施するなど、多様な相談機能の強化を図ります。
- ④ 不登校児童生徒の支援に関わる各相談機関の間でネットワークを構築し、児童生徒への支援・指導の一層の充実を図るため、事例研究協議や研修等により、教育相談担当者や指導員の資質の向上を図ります。

- ⑤ 不登校状態にある生徒に多様な学習の場を提供するため、中学生を対象としたオンライン授業配信を実施します。
- ⑥ 不登校児童生徒の状況等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、市町村教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
スクールカウンセラー等配置事業 (不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業 (不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
不登校児童生徒支援チームの設置	長期の不登校など、解消が困難なケースに対応するため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールカウンセラースーパーバイザー、不登校児童生徒支援専門指導員、不登校担当指導主事など、福祉や心理の専門家を含めた支援チームを設置し、多面的な視点から助言や支援等を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
生徒指導専任指導主事の配置	児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、将来の社会的自立に向けた支援、生徒指導体制の確立及び教育相談活動の充実等に関し、指導・助言・援助を行うものとする。 〈教育庁児童生徒安全課〉
訪問相談担当教員の配置	不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置し、教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
不登校児童生徒支援推進校の指定	不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的に、小中学校を推進校に指定し、校内教育支援センターに教員を配置する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業 (教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉

Ⅱ-2-⑧ 校則の見直し

【現状と課題】

学校現場をめぐる様々な状況が大きく変化する中、生徒指導のニーズもこれに合わせ大きく変化していることから、これまでのような頭髪や服装の一律の規制を含めた生徒指導の在り方を見直す必要がないか、今後の方向性について具体的に検討を行う必要があります。

生徒指導提要の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めることとされました。

個々の内容について、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるか、また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点から、見直しが必要と考えられるものがあります。

【施策の方向と具体策】

校則の見直しを進めます。

- ① 学校が日常的な指導として行うことと、違反した場合に、何らかの特別な指導を行うものなど、児童生徒が厳に守るべき規則として全体への周知が必要なものに分けて考えます。
- ② 頭髪や服装等、規則の内容によっては、学校内のルールであり、学校外や休日の生活まで規制するものではないなど明示することで、不要に児童生徒の行動を制限しないことも重要として見直します。
- ③ 本来、児童生徒と保護者の間で、決定されるべき事柄について、学校が一律に禁止等している場合は、その判断を家庭に委ねるよう見直します。
- ④ 過去に指導していたが、現在は、運用していない規則は、実態に合わせ見直します。
- ⑤ 児童生徒によって異なる規則を設けている場合は、その内容が、学校の教育目的に照らして適切な内容か確認し、見直しを行います。
- ⑥ 児童生徒それぞれの体調・健康管理に委ねるべきものに不要な規制を設けていないか確認し、見直しを行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
校則の見直し	県立高等学校の校則の点検と見直しについて、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるように見直しを行うこととする。また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点からも見直しを行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉

Ⅱ-2-⑨ 学校におけるハラスメント等の防止

【現状と課題】

学校におけるセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ、以下「セクハラ」という。）及びハラスメントに関する児童生徒及び教職員の実態並びに体罰の実態を把握するとともに、セクハラ等及び体罰を根絶し、より良い学校環境を構築することを目的に、平成16年度から、調査内容等の変更を重ねながら、実態調査を実施していますが、セクハラ以外のハラスメントは、特に、小中学校で増加傾向にあり、社会の関心が高まったこと、児童生徒及び保護者のハラスメントに対する意識が向上していることが、その要因として考えられます。

学校におけるハラスメント等の根絶に向け、教職員一人一人が、その職責の重要性の自覚を高め、人格を尊重した言動及び対応を行い、児童生徒の安全を守るための行動がとれるよう、意識改革を進めていく必要があります。

【施策の方向と具体策】

学校におけるハラスメント等の防止を図ります。

- ① これまでのセクハラ等及び体罰に関する実態調査の結果を踏まえ、児童生徒が、ハラスメントに関する知識等を学ぶための動画を作成し、各学校に配付し、啓発を図ります。
- ② 法律の専門家の協力を得て、高校生が、今後、社会で働くにあたり、ハラスメントの被害者及び加害者にならないための法的知識を学ぶ機会を提供します。
- ③ 心理及び法律の専門家の協力を得て、教職員に対し、安全配慮義務を考えさせたり、体罰及び不適切な指導で法的責任を問われたりするなど、事例検討形式の研修資料を作成し、各学校における不祥事根絶研修において使用することで、教職員の意識改革を図ります。
- ④ セクハラ等及び体罰実態調査時に、各関係機関が設置する相談窓口を、調査対象となる児童生徒及び教職員に配付しています。引き続き、相談窓口を周知し、ハラスメントの早期発見、根絶に向けた取組を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容(担当課)
セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査	学校におけるハラスメントに関する職員・児童生徒の実態を把握し、効果的にハラスメントを防止し、より良い学校環境を構築するため、実態調査を実施する。 〈教育庁教職員課〉
相談窓口の周知	教職員からセクシュアルハラスメント等を受けた際の相談先として、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」をはじめとする、各種相談窓口を周知していく。 〈教育庁教職員課〉

【現状と課題】

1 高校中退の予防

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の高校の中途退学者は1,883人となっており、一時の減少傾向から増加に転じています。

中途退学の原因は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどに繋がっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。

2 高校中退後の支援

高校中退者は様々な悩みを抱えていることが多いことから、高校中退者が次のステップに歩み出せるような継続的なサポートが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 高校中退の予防を図ります。

- ① 学業不振、学校生活への不適応などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整備します。
- ② スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。
- ③ こどもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、こどもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。

また、こどもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。

2 高校中退後の支援に取り組みます。

- ① ちば地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ② 支援を必要とする生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。
- ③ 中退したこどもが学び直しの機会を確保できるよう、教育費負担の軽減を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
スクールカウンセラー等配置事業（不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部）（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
教育改革推進事業（キャリア教育の推進）（再掲）	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ（就業体験）等を実施する経費を支援する。 〈学事課〉
キャリア教育推進事業（再掲）	高等学校に対し、インターンシップの保険費用、生徒向け講演会・教員向け研修会及び教員の企業訪問旅費を支援します。 子供たちがこれからの社会の変化を踏まえ、主体的に自らの生き方について考え、自己実現を目指せるよう、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、中学校・高等学校の進路指導を担当する教員を対象に、これからの社会状況や雇用の状況に詳しい有識者による研修を実施します。 〈教育庁学習指導課〉
ちば地域若者サポートステーション事業（再掲）	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
教育相談事業（不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部）（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
公立高等学校学び直し支援金制度（再掲）	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直し支援金（再掲）	

施策の柱Ⅱ ライフステージに応じて支える

3 青年期

大学等の進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる
時期



Ⅱ-3-① 高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進

【現状と課題】

青年期は、おとなとして円滑に社会生活を送れるようになるまでの準備期間として、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、進学や就職等に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付けることが求められます。

また、社会を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、若者が、趣味やスポーツ・文化的活動等を含む、様々な場や機会において学ぶことができ、その成果を生かし、生涯にわたり活躍し続けられる社会の実現も重要となります。

1 高等教育の充実

高等教育の現場において、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるようにすることが求められます。

技術革新により社会が激しく変化する中で、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした若者の学び直しを支援することにより、生涯にわたって活躍していくことが求められています。

2 生涯学習社会を目指した取組

生涯にわたり、様々な場や機会において、ライフステージに応じた「生涯学習」を行うためには、誰もが情報基盤にアクセスでき、スポーツや文化活動等を行える機会を提供される必要があります。

県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、中核的公立図書館の役割を担っており、誰もが利用できる、資料の収集や情報の提供などの、図書館サービスの向上が求められています。

また、県立学校体育施設開放事業では、広くスポーツの健全な普及・発展を図ることを目的に実施し、スポーツ活動の場を確保する上で大きな役割を担っており、学校の教育活動を優先しながら、教育施設の有効活用を念頭におき、学校という貴重な資源を地域全体で共有するという考え方を更に広めていくことが求められます。

【施策の方向と具体策】

1 高等教育の充実を図ります。

- ① 産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進めます。
- ② 次代を担う農業者を育成するため、スマート農業などの教育カリキュラムの強化や施設の大規模改修などにより、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。
- ③ 就農希望者の確保に向けて、インターンシップ制度の充実や、本県農業の担い手育成の中核機関である農業大学校と、農業関係高校や各種農業団体との連携を進めます。

2 生涯学習社会を目指した取組を推進します。

- ① 県立図書館は、こどもを含めた全ての県民が図書館サービスを利用できるよう、市町村立図書館等(図書館未設置市町村における公民館図書室などを含む)、学校図書館、大学図書館等からなる図書館ネットワークを活用し、支援や連携を行います。また、課題解決支援図書館として、こども・若者を含めた幅広い世代の課題解決支援のため、調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供、各種講座などを実施します。さらに、デジタル技術等を利用した手続き・サービスのオンライン化や電子書籍の導入等により、居住地や時間帯を問わず利用できる非来館型サービスや、読書バリアフリーへの対応を進め、誰もが利用しやすい県民サービスの向上を推進します。
- ② 県民の生涯スポーツの推進及び県内のスポーツの普及・振興を図るため、県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供します。また、各開放校の課題・要望等を把握し、「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進し、地域スポーツの推進を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
リカレント教育推進事業	産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
高等学校と大学の連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、全ての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍する全ての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい環境を整備する。 〈教育庁生涯学習課〉
千葉県立農業大学校(再掲)	農業分野における優れた担い手の育成に向け、実践的な訓練や研修を行う。また、資格取得などのスキルアップを通じて定着の促進を図る。 〈担い手支援課〉
県立図書館活動の充実と振興	県内図書館の中核として、図書館ネットワークを活用した県内図書館等への支援や連携を行い、課題解決支援サービスを実施する。サービスにおいてはデジタル技術等を取り入れることで利便性を向上し、県内全ての県民の生涯学習を推進する。 〈教育庁生涯学習課〉
県立学校の開放の推進	県民の生涯スポーツの推進及び県内のスポーツの普及・振興を図るため、県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供する。 〈生涯スポーツ振興課〉

Ⅱ-3-② 若者の経済的自立と就労支援

【現状と課題】

1 若者の自立・就労支援

厚生労働省によれば、新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、令和5年度における新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒就職者が37.0%、新規大卒就職者は32.3%となっており、とりわけ、規模の小さい事業所や一部の業種においては、さらに離職率が高くなるなど、若年者の早期離職への対応が課題となっています。

令和5年「労働力調査」（総務省）によると、令和5年のいわゆるフリーターは134万人、15歳から39歳までの無業者は76万人、と、不安定な生活を送っている若者が依然多い状態です。

少子化の進展により若年層の労働人口が減少しているなか、若年者の失業率が全年齢層の中でも高くなっています。

また、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対しても、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練が求められています。

2 若者にとって魅力ある地域づくり

新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっていることから、千葉で実現できる様々なライフスタイルを積極的に発信していくとともに、人々が住み・働き続けていけるよう雇用の場を創出し、地域での定住につなげていくことも必要です。

3 「賃上げ」に向けた取組

若者の経済的基盤の安定を図るためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出し、持続可能な地域経済を構築していくことが重要です。

賃上げが持続的なものとなるよう、企業において、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていく必要があります。

4 様々な分野で担い手となる若者の応援

ものづくり分野や農林水産業においては、次世代を担う人材の育成・確保が急務となっており、これらの産業への新規就業を希望する若者を育成・支援するための取組を推進していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 若者の自立・就労を支援します。

- ① 若者一人ひとりの個性や適性に応じて、正社員として仕事に就くまでの支援をワンストップで実施します。また、各種セミナーや若者と企業の交流イベントなど、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。
- ② 若年無業者の職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ③ 県立テクノスクールにおいて、学卒者や離職者に対し、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施します。また、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。

2 若者にとって魅力ある地域づくりを行います。

- ① 千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内の仕事や暮らしに関する情報を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

3 「賃上げ」に向けた取組を行います。

- ① デジタル技術の活用促進に向けた伴走支援を強化するとともに、従業員のリスクリソングへの支援など、賃上げの環境整備に向けた様々な方策に取り組みます。

4 様々な分野で担い手となる若者を応援します。

- ① 県職業能力開発協会において、企業に在職する若年技能者等への実技指導の相談や援助のため、ものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。多くの企業等に活用されるよう周知を図ります。
- ② 新規就農者の定着促進を図るため、国の就農資金の交付、新規就農者向け補助金の活用促進、栽培技術と経営能力の向上のための各種セミナーの開催、地域の農業者との交流を促進します。
- ③ 漁業への就業を希望する若者を支援するため、漁業体験や漁業技術研修を実施します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
ジョブカフェちば事業	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。 〈雇用労働課〉
地域しごとマッチング支援事業	県内企業への就労を促進するため、専用ホームページにより求人情報や暮らしの情報等を提供する。 〈雇用労働課〉
ちば地域若者サポートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
県外大学との就職支援協定に基づく県内企業への就職・定着支援	県外大学との就職支援協定に基づき、就職説明会などを通じ、学生の県内企業への就職・定着を促進する。 〈雇用労働課〉
職業訓練校管理費 県立テクノスクールの運営	テクノスクールにおいて、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。 〈産業人材課〉
移住定住促進事業	東京への近接性や豊かな自然など、様々なライフスタイルを実現できる本県の魅力を発信するとともに、移住相談体制の充実を図ることで、移住・定住に取り組む市町村の支援を行っていく。 〈地域づくり課〉
ちば企業人スキルアップセミナー事業	県立テクノスクールにおいて、中小企業の在職者等を対象に技能向上のための訓練を実施する。 〈産業人材課〉
中小企業デジタル技術活用支援事業	中小企業のデジタル化を推進するため、デジタル技術の導入事例セミナーや人材育成を目的とした実践型研修等を行うとともに、プッシュ型の企業訪問による支援ニーズの掘り起こしや、ITベンダーとのマッチングに向けた伴走支援を実施する。 その他、中小企業等が連携して行うデジタル技術を活用した実証プロジェクトに対して助成する。 〈産業振興課〉
若年技能者人材育成事業（ものづくりマイスター制度）	ものづくりマイスターの派遣による実技指導を中心に、学生生徒を含む若者にもものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への就職や企業の人材確保・育成を促すため、ものづくりマイスターの認定、派遣を行う。 〈産業人材課〉
新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）（再掲）	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付する。 〈担い手支援課〉
新規漁業者確保定着支援事業（短期漁業技術研修）	漁業者と連携し、漁業就業希望者を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。 〈水産課〉
新規漁業者確保定着支援事業（中期漁業技術研修）	漁業者、千葉県漁業協同組合連合会と連携し、漁業就業希望者を対象とした3か月間の漁業技術研修を実施する。 〈水産課〉

Ⅱ-3-③ 結婚の希望をかなえるための支援

【現状と課題】

結婚は個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを前提としつつ、若い世代が自らの主体的な選択により結婚を望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要です。

一方で、未婚化・晩婚化が進行しており、少子化にも大きな影響を与えています。それらの背景の一つに、若い世代における出会いの機会の減少があり、「いずれ結婚する」ことを希望しながら、「適当な相手にめぐり会わない」などの理由でその希望がかなえられていない状況があります。若い世代が、様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描けることが重要です。

県では、県と市町村で構成する千葉県少子化対策協議会を設置し、広域的な結婚支援のあり方を含め、意見交換等を行っています。国の交付金を活用して、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援するとともに、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援として、各ライフステージに応じた情報を配信するウェブサイト「チーパス・スマイル」において、市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を配信しています。加えて、将来のライフイベントについて考える機会を提供できるよう、ライフプランニング支援等を実施しています。

また、結婚を希望する方の出会いの場を創出するためには、より効果的な結婚支援事業を展開するなど、個々人の結婚の希望の実現をさらに後押ししていく必要があります。

一方、県が実施した少子化に関する若い世代の意識等調査（令和6年）では、行政が行う婚活支援施策として「婚活とは呼称しない、異業種交流会等の出会いイベントの開催」や「婚活イベントの開催」を求める回答が多く、また、結婚相手との出会いとして「趣味を通じた出会い」を望む回答が最も多い結果となりました。このように、若い世代の様々な出会いの場を創出していくことが求められています。

【施策の方向と具体策】

1 結婚の希望をかなえるための支援を行います。

- ① 国の交付金を活用し、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援します。
- ② 市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を提供します。
- ③ 若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを、希望を持って描けるよう、ライフプランニング支援等を行います。
- ④ 結婚を希望する方の出会いの場を創出するため、市町村等と連携した広域的な結婚支援事業を展開します。
- ⑤ 婚活とは呼称しない、若い世代の出会いの場の創出を検討します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
結婚・出会い支援事業	希望する誰もが結婚できるような結婚支援事業を展開するとともに、若い世代の出会いの場の創出を検討する。 〈子育て支援課〉

Ⅱ-3-④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【現状と課題】

1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりをはじめとする、社会生活を営む上で困難を有するこども・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合い、困難な状況となっていることから様々な問題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要です。

こども・若者が、より身近な地域や学校で必要な相談や支援が受けられるよう、年齢階層で支援が途切れることのない相談窓口やネットワークの整備が求められます。

また、行政機関や民間団体、NPO法人等などの関係機関が連携して、支援をスムーズに行えるよう、相談窓口の明確化、周知を図ることが重要です。

国では、ひきこもり支援について、平成21年からひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進め、平成30年4月までに全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に設置しました。

本県においては、「ひきこもり地域支援センター」を平成23年10月から設置し、専門の支援コーディネーターを配置し、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援にとって必要な情報を広く提供するといった地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っており、センター及び保健所において、本人や家族からの相談に対応するとともに、支援を希望するひきこもり状態にある本人の自立を促すことで、本人及び家族等の福祉の向上を図っています。

また、国では、ひきこもり支援推進として、「より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくり（相談窓口の設置と支援の充実）」が重要であると示していることから、県においても、市町村の体制整備の支援を継続する必要があります。

2 こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

令和4年（2022年）の年齢別主要死因では、男性では15～44歳までの死因の第1位が自殺、女性では15～34歳までの死因の第1位が自殺となっています。

悩みを抱えた人は、どのような相談先があるのかを知らない場合も多く、各種相談窓口を周知することが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実させます。

- ① 千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有するこども・若者の現状や課題を共有するとともに、人材育成支援に努めます。
- ② 一人でも多くの悩みを抱えたこども・若者やその家族の相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。

- ③ 面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し、適切な助言や支援先の紹介を行います。
- ④ 適切な支援機関等が直ちに見つからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。
- ⑤ ひきこもり地域支援コーディネーターがひきこもり本人や家族等からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関に繋がります。
- ⑥ 市町村の体制整備の支援を継続し、市町村の市町村プラットフォームと連携し、ひきこもり本人及び家族等の支援を行う体制を整備します。
- ⑦ ひきこもり状態にある本人を対象とした居場所づくりを実施します。
- ⑧ ひきこもりの家族を対象とした家族のつどいを実施します。
- ⑨ ひきこもり状態にある本人や家族、支援者等の理解を深めるため、住民向け講演会を実施します。
- ⑩ 市町村で実施する「サポーター派遣事業」のひきこもりサポーターとして活動することを希望する方に対し、育成・スキルアップのための養成研修を実施します。
- ⑪ 市町村職員に対し、当該事業の充実・強化を積極的に進めるための技術や情報の提供を目的とした研修を併せて実施します。
- ⑫ 千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施します。
- ⑬ 市町村プラットフォーム及びひきこもり支援関係機関による支援体制を整備するため会議を開催します。

2 こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等を周知します。

- ① 全体的対策と個別支援を組み合わせで推進します。
- ② 関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。
- ③ 地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者支援協議会）	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、困難を有する子ども・若者への支援策の検討や人材育成研修等を実施する。 〈県民生活課〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者総合相談センター）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。 〈県民生活課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉	
ひきこもり支援推進事業（ひきこもり地域支援センター事業）	相談支援事業	・ひきこもり地域支援コーディネーターがひきこもり本人や家族等からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関に繋ぐ。 ・市町村プラットフォームと連携しひきこもり状態にある本人及びその家族等の支援を行う。〈精神保健福祉センター〉
	居場所づくり事業	・ひきこもり状態の本人を対象とした居場所づくりを実施する。 ・県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。〈精神保健福祉センター〉
	家族会開催事業	ひきこもりの家族を対象とした家族のつどいを開催する（年6回程度開催）。〈精神保健福祉センター〉
	住民向け講演会・研修会開催事業	ひきこもり当事者や支援者等への理解を深めるため住民向け講演会を実施する。〈精神保健福祉センター〉
	サポーター派遣・養成事業	市町村が実施するひきこもりサポート事業のうち、ひきこもりサポーター派遣を行う市町村に登録した対象者に対し、ひきこもりサポーターとして活動を希望する方の育成・スキルアップのための養成研修を実施する。〈障害者福祉推進課・精神保健福祉センター〉
	連絡協議会・ネットワークづくり事業	・千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施する。 ・市町村プラットフォーム及びひきこもり支援関係機関による支援体制を整備するため会議を開催する。 〈障害者福祉推進課・精神保健福祉センター〉
自殺対策推進事業（再掲）	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対する補助を行うとともに、人材育成のための研修会の実施や各種相談窓口の開設、相談窓口へつなぐインターネット広告、自殺ハイリスク者である自殺未遂者支援など総合的な自殺対策推進事業を実施する。〈健康づくり支援課〉	

施策の柱Ⅲ 社会全体で子育てを支える

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。



Ⅲ-① 社会全体で子どもを育てる環境づくり

【現状と課題】

子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が求められています。

1 多様な子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の育児相談や、親子で交流を図るための施設、幼稚園の預かり保育など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

2 企業等の参画による子育て支援

子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境の整備、地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の保護者が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。

全ての保護者が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

【施策の方向と具体策】

1 多様な子育て支援サービスを充実させます。

- ① 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。
- ② こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。
- ③ 延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへ対応した取組を支援します。
- ④ 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成します。
- ⑤ 若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。
- ⑥ 地域連携アクティブスクールでは、中学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てるとともに、きめ細かい教育相談体制により生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ⑦ 地域連携アクティブスクールにおいて、学校と地域が協働することで、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」など、生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ⑧ 支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

2 企業等の参画による子育て支援を行います。

- ① 子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、子育て優待カード「チーパス」の提示により、子育て家庭が協賛店舗から各種サービスを受けることのできる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。リーフレット等の配布により事業の周知と協賛店の確保に取り組むとともに、県公式LINEアカウントを活用した「チーパス・スマイル」の運用など、利用者の利便性の向上に取り組みます。
- ② 県が行う子育て支援施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用して行う取組に対し承認等を行い、県全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、県の子育て施策の推進を図ります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育を支援します。

- ① 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域で体制づくりを推進します。
- ② 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の

学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

- ③ 学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、保護者の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。
- ④ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を支援します。
- ⑤ より多くの幅広い地域住民等が地域学校協働活動に参画できるように、その基盤としての地域学校協働本部の設置を市町村と連携し促進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
地域・子ども・子育て支援事業	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等 〈児童家庭課・子育て支援課〉
病児保育施設整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。 〈子育て支援課〉
子育て支援活動推進事業（再掲）	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 〈学事課〉
預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 〈学事課〉
ボランティアの振興による地域福祉の推進	大学生等のボランティア活動の普及・促進に向けて、県社会福祉協議会と連携して、大学等と協力し、取組を進める。 〈健康福祉指導課〉
地域連携アクティブスクールの充実	県主催の設置校の連絡会議を年2回、設置校主催の研修会を2回実施し、運営方法や取組、成果等を関係校が共有し、課題解決や充実に資する。 〈教育政策課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
スクールカウンセラー等配置事業 (再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。〈教育庁児童生徒安全課〉
子育て応援!チーパス事業	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる子育て優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。〈子育て支援課〉
「チーバくん」を活用した子育て応援事業	専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県の子育て応援事業に活用する。〈子育て支援課〉
家庭教育リーフレット活用事業	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。〈教育庁生涯学習課〉
ウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」の運営	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業	家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援事業	保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信などの充実を図る。また、子育て中の保護者を孤立させることのないよう家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進める。〈教育庁生涯学習課〉
学校から発信する家庭教育プログラム	自主的な学習機会への参学習機会への参加が難しい家庭や子供の教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力家庭教育支援プログラムを作成し、活用の促進を図る。〈教育庁生涯学習課〉
企業における家庭教育支援講座	県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子育て支援講座の開催の働きかけや講座への講師派遣を行う。〈教育庁生涯学習課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
地域とともにある 学校づくり推進支援 事業	学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等の学校と地域を結ぶ ための人材の育成・拡充を図るとともに、地域学校協働本部の設置を 支援する。 〈教育庁生涯学習課〉

Ⅲ-② 共育での推進

【現状と課題】

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共育を推進する必要があります。

令和元年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話やこどもの学校行事などへの参加を「主に妻が行う」と回答した方が最も多く、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っています。

母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、ともに責任を負う社会の構築が重要です。

また、安心して子どもを生み育てられる社会をつくるためには、働きやすい職場環境づくりを推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

国の調査によると、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は令和2年から令和5年の間、ほぼ横ばい（令和5年は8.4%）であり、年次有給休暇取得率についても、令和4年は62.1%と過去最高の数値となっている一方で、政府目標である70%とは依然乖離がある状況です。

このような状況に対して、県内企業の働きやすい職場環境づくりの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様な柔軟な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要があります。

特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要があります。

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、子どもを安心して育てやすい社会を構築するためには、企業や働く人々の意識啓発や育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

- ① 共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、職場・学校・地域・家庭など社会のあらゆる場において、性別による固定的役割分担意識の解消や、多様な柔軟な働き方の推進など、幅広い男女共同参画意識の普及・啓発事業を行います。
- ② 企業経営者や人事労務担当者に対し、働きやすい職場環境づくりに向けた周知啓発を行うとともに、働き方改革等に取り組む中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた支援を行います。また、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。国（千葉労働局）、市町村、企業・経営者団体等と協力体制を構築して取組を促進します。
- ③ 企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・

啓発を行います。賃金、解雇、労働時間等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

- ④ 男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心してこどもを産み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識改革や、育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進します。結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
男女共同参画推進事業所表彰の実施	働く場における男女共同参画を促進するため、積極的な取組を行う県内事業所を表彰し、優良事例として広く紹介する。 〈多様性社会推進課〉
千葉県男女共同参画推進連携会議 (再掲)	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、異業種交流会などにより、情報交換や研修会等を実施する。 〈多様性社会推進課〉
男女共同参画地域推進員事業(再掲)	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。 〈多様性社会推進課〉
男女共同参画センターにおける学習研修事業(再掲)	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。 〈多様性社会推進課〉
男女共同参画センターにおける県民フェスタの開催 (再掲)	社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。 〈多様性社会推進課〉
多様な働き方推進事業	働きやすい職場環境づくりを推進するため、働き方改革等に関するセミナーの開催やポータルサイトの運営等を通じて周知・啓発を行うとともに、中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせたアドバイス等を行うなど、企業の取組を支援する。 〈雇用労働課〉
労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。 〈雇用労働課〉
労働相談事業	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進等を図る。 〈雇用労働課〉

Ⅲ-③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に來ていることから、これらの負担を軽減し、保護者等の経済的事情に関わらず、進学先を選択できるようにすることが必要です。

また、子育てにかかる費用について、助成制度の充実等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが重要であり、必要な支援制度を知らない・手続が分からない、支援に関する情報が届かない・アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことも必要です。

1 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

支援に当たっては、乳幼児期から社会的自立に至るまで、こどものライフステージに応じて切れ目なく継続していく必要があり、様々な主体による様々な支援が有機的に連携していくことが重要です。

幼児教育・保育については、令和元年10月から無償化が開始され、3歳から5歳までの全てのこどもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となっています。

また、児童手当については、令和6年10月から国のこども未来戦略で示された『こども・子育て支援加速化プラン』に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③第3子以降の多子加算の増額、④年6回への支給月の拡充が実施されました。

さらに、県立学校においては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して、医療費・学校給食費を援助（医療費については学校保健安全法により要保護・準要保護を、学校給食費については学校給食法により要保護のみ援助）していますが、支援対象となる県立学校の要保護・準要保護児童生徒数は例年同数程度で推移し、ほぼ横ばいとなっています。

支援情報等をより効果的に発信し、制度利用のための手続へつないでいく方策を検討していく必要があります。

2 高等教育費の負担軽減

令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が開始し、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が援助又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われています。

また、看護師、保健師、保育士などを目指す学生に対して学資を貸し付けて、修学を容易にしています。

高等教育の就学支援など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期

に情報提供していくことで、こども自身が諦めることなく夢に向かって学び、挑戦する意欲を失わないようにしていく必要があります。

3 医療費等の負担軽減

市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、県において助成を行っています。

助成制度が漏れなく利用されるためには、利用の仕方や制度そのものについての周知を図ることが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担を軽減します。

- ① 私立幼稚園の保育料や保育を必要とするこどもの一時預かり事業及び認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。
- ③ 経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。
- ④ 生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を行います。
- ⑤ 経済的な理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。
- ⑥ 家庭等における生活の安定を図るとともに、児童の健やかな成長を支援するために、児童手当を支給します。
- ⑦ 学校保健安全法に基づき、県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費を援助します。
- ⑧ 県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒への医療費・給食費援助については、年度当初や転入時に学校から積極的に支援情報等を周知します。

2 高等教育費の負担を軽減します。

- ① 高等教育の修学支援制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。
- ② 県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除します。
- ③ 社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び保育士養成施設に在学する者に対して修学資金の貸付を行い、卒業後1年以内に登録し、県内の施設等で対象業務に一定期間従事することで貸付金の返還を免除します。

3 医療費等の負担を軽減します。

- ① 市町村が実施する子どもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 〈学事課〉
小・中学生の就学援助制度（学用品費等）	援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。（学用品等） 〈教育庁財務課〉
私立学校経常費補助（再掲）	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 〈学事課〉
私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業（再掲）	私立小中学校等が家計急変の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して授業料減免措置を行った場合、その経費を助成する。 〈学事課〉
高等学校等就学支援金（私立高等学校）（再掲）	私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成する。 〈学事課〉
学び直し支援事業（再掲）	高等学校等を中途退学した者が再び千葉県内の私立高等学校等で学びなおす場合、授業料の支援を行う。 〈学事課〉
私立高等学校等奨学のための給付金事業（再掲）	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の補助者に対して、給付金を支給する。 〈学事課〉
私立高等学校等授業料減免事業、私立高等学校入学金軽減事業（再掲）	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部または一部を補助する。 経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 〈学事課〉
私立専門学校入学金・授業料減免補助事業	低所得世帯の生徒であっても、専門学校への進路意識や強い学びの意欲がある者に対し、学校が授業料・入学金の全部又は一部を免除する場合、その経費を補助する。 〈学事課〉
千葉県要保護準要保護就学援助費事業・制度（再掲）	県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費・学校給食費を援助する。 〈教育庁保健体育課〉
児童手当制度の実施	次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育している父母等に手当を支給する。 〈子育て支援課〉
保健師等修学資金貸付事業	県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除することにより、県内における看護職員の充足に資する。 〈医療整備課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
千葉県介護福祉士 修学資金等貸付	社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び実務者研修養成施設に通う方や離職した介護職員等に対し修学資金の貸付を行う。 〈健康福祉指導課〉
保育士修学資金等 貸付事業（再掲）	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 〈子育て支援課〉
生活福祉資金貸付 制度（教育支援資金） （再掲）	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 〈児童家庭課〉

Ⅲ-④ひとり親家庭等への自立支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭は、経済的に困窮している世帯が多く、実に44.5%が貧困状態にあります。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、時間的余裕がなく、親子で心穏やかに過ごす時間を持っていない状況となることが危惧されます。特に、小さな子どもを持つ家庭では子育ての負担が大きく、そのため短時間就労や自宅に近い職場を選ばざるを得ず、結果的にパートやアルバイトなどの不安定な雇用形態に頼らざるを得ないことが多く見られます。

このような状況を改善し、生活の安定と自立を支援するためには、就労支援をはじめとする経済的支援や、育児と仕事の両立をサポートする体制が不可欠です。

ひとり親家庭の親が将来に向けて経済的に自立するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められます。そのため、必要なサービスに効果的につなげるための相談支援体制の充実も重要です。

さらに、仕事や子育てに追われているひとり親には、自身の健康や、ワーク・ライフ・バランスを考える余裕がないだけでなく、心身の負担を軽減する支援も必要としています。

また、子どもはその成長過程において家庭環境に大きく依存します。子どもが健やかに成長するためには、家庭の経済的自立が支えとなることはもちろん、親が心の余裕を持ち、家庭内で安定した環境が保たれることが重要です。加えて、子ども自身が将来の可能性を自由に選択できるためには、学習の支援や社会的なつながりをサポートし、環境を整える支援が必要です。

1 子育て・生活支援

(1) 家事・育児等を含む生活支援

就学や疾病等の事由により日常生活を営むのに支障が生じている家庭への生活支援が必要です。

ひとり親家庭では、生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間、急用や仕事の都合、病気に罹患したときなどに子どもを預かってもらう支援が必要です。

また、ひとりで子育てをしているため、生活での余裕のなさや、子どもとの関係などによるストレス等、育児疲れ等の問題が軽いうちにケアをする必要があります。

(2) 住まいに関する支援

ひとり親家庭は世帯収入が低いことに加え、生活に要する支出のうち、住居費などの固定費の割合が高い等の理由により、生活が困窮している場合があります。

こうした要因により経済的な問題を抱えるひとり親家庭については、公営住宅へ入居することにより、住居費の軽減が図れることから、ひとり親家庭への公共住宅の入居制度の周知を図るとともに、優先的な入居の実施を推進していく必要があります。

(3) 施設での支援

夫からの暴力や住宅事情、経済的な困窮状況等の理由で母子が福祉に欠ける状況に陥ることがあり、そうした親子を保護し、自立に導くための生活支援を行う施設が必要です。

(4) こどもの居場所づくり

ひとり親家庭の子が精神的、身体的に健やかに成長していくために、安心・安全な居場所づくりと併せ、体験活動や様々な世代と交流できるような取り組みを推進していく必要があります。

(5) こどもの学習支援

ひとり親家庭は経済的な問題を理由に塾等へ通わせることができない家庭もあり、ひとり親家庭の子は他の世帯の子に比べ学校以外の学習の機会が少ないことがあります。また、こどもが自身の進路を決める際に、家庭の経済状況を理由に、希望する進学をあきらめてしまうことがあります。

こどもの権利を擁護する観点から、個々の家庭環境によらず、学習機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止するためにも、教育費の負担軽減や学力向上等のこどもに届く学習支援が必要です。

(6) 支援体制の充実

離婚前後において、幅広い心配事を抱える方が相談できる機関があることを周知する必要があります。

ひとり親家庭に対する支援においては、こどもの成長や親の高齢化など、生活環境の変化に応じて相談者の不安を聞き、適切な支援を実施する必要があります。

ひとり親家庭では、生計の維持や子育てに追われるため、支援情報の収集や支援手続きの実施に十分な余裕がない場合が多く見受けられます。

このため、母子・父子自立支援員が中心となり、家庭児童相談員、民生委員・児童委員等と連携して、ひとり親家庭に寄り添った支援体制を整備する必要があります。

2 就業支援

ひとり親家庭の中で、約9割がすでに就業していますが、特に働いている母子家庭の母については、約4割がパート・アルバイト等であり、そのうち1割程度は就業時間が一定ではないなどの不安定な雇用形態で働いています。

母子世帯の母の平均年間収入は272万円であり、一般世帯の平均年間収入689万円、父子家庭の父の平均年間収入の518万円と比較しても約半分にとどまっています。これは母子家庭の母が働いてもなお低所得であることを示しており、不安定な雇用形態であるため、少しの収入減や支出増が生活全体に影響を及ぼしやすいのが実情です。

こどもが成長するにつれて、塾や学費などの教育に係る費用が増加することから、経済的に安定した就労収入を得ることが重要となります。ひとり親家庭が経済的に自立し、こどもや自身のライフステージの変化に合わせた転職・就労ができるよう、学びなおしの機会や資格取得のための支援等、個々の事情に応じた就労支援体制を整備する必要があります。

3 養育費確保支援

(1) 養育費の確保

養育費は、離婚後の夫婦が未成年の子に対する扶養義務に基づいて負担するもので、法律によって支払い義務があります。この支払い義務は「生活保持義務」と呼ばれ、こどもには、自分の生活を保持するのと同程度の生活を維持させることが求められています。養育費は離婚前に必ず取り決めを行うべきものであり、支払われるべきですが、実際には離婚前に養育費を取り決める人や、取り決め通りに支払いを行う人は少なく、その結果としてひとり親が経済的困窮に陥る要因となっています。

離婚調停時に養育費の取り決めを行わなかったり、取り決めに従ったが支払いを受けられない場合には、相談支援が必要です。また、民法第766条では、親はこどもとの交流や養育にかかる費用を分担する際に、こどもの利益を最優先に考慮しなければならないと規定しています。しかし、実際には離婚した当事者同士が合意形成を図る過程で、親子交流や親権の確保に関する衝突が生じることが多く、その結果、養育費が不請求となったり、非常に低額での合意がなされることがあります。このように、養育費の支払いが離婚合意の取引材料とされるケースも見受けられます。

こうした合意形成のプロセスは、親からの扶養を受けることがこどもの権利であるという視点を欠く要因となり得ます。そのため、こどもの権利を確保するためにも、経済的な問題の解決に向けた、正しい養育費の確保に関する知識の普及・啓発をしていく必要があります。

(2) 親子交流支援

両親の離婚は、こどもにとって精神的に大きな負担となり、発達段階に応じて、身体的な不調や不安定な言動等の一時的な影響から、人格形成や対人関係の持ち方など将来的に重大な影響を及ぼすことがあります。

こどもが身体的にも精神的にも健やかに成長し、社会で活躍し、いきいきとした幸せな人生を送っていくためにも、離婚による精神的な負担を軽減することが重要です。

複雑な事情を抱えるこどもへの配慮と併せ、こどもの気持ちを尊重し、実施については専門家の意見も交えながら支援していくことが必要です。

4 経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童扶養手当や自治体ごとの支援制度を受けられるように、さまざまな機会を活用して制度の周知を図る必要があります。また、経済的余裕がないひとり親家庭にとって、こどもの進学や転居など一時的に多額の費用が必要な際には、低利で利用できる貸付が求められます。そのため、母子父子寡婦福祉資金制度について周知を進め、適正な利用を促すことが重要です。

さらに、ひとり親家庭の経済的負担と精神的不安を軽減するため、県内市町村が行っているひとり親家庭等への医療費助成制度に対して補助を行っています。これらの取り組みを通じて、ひとり親家庭がより安定した生活を送れるよう支援していくことが必要です。

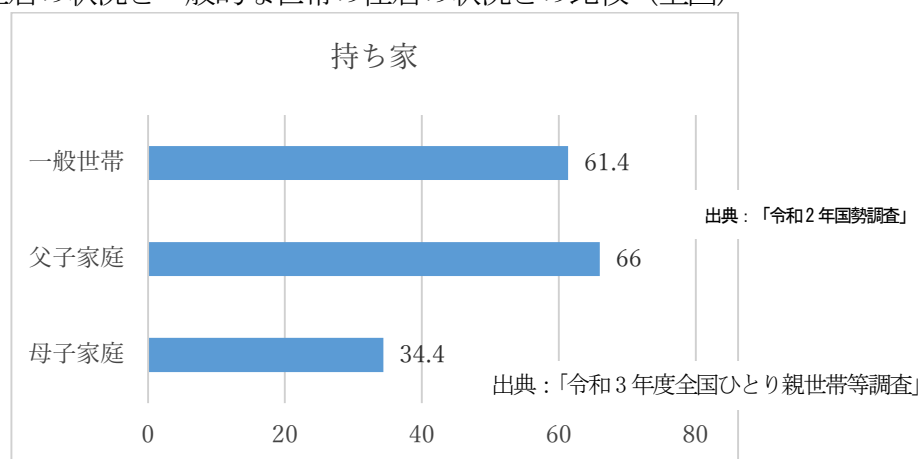
(関連データ)

○母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1 世帯数		119.5万世帯	14.9万世帯
2 ひとり親になった理由		離別	79.50%
		死別	5.30%
3就業状況		86.3%	88.1%
	就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8%	69.9%
	うち 自営業	5.0%	14.8%
	うち パート・アルバイト	38.8%	4.9%
4 平均年間収入（母または父自身の収入）		2 7 2 万円	5 1 8 万円

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

○ひとり親家庭の住居の状況と一般的な世帯の住居の状況との比較（全国）



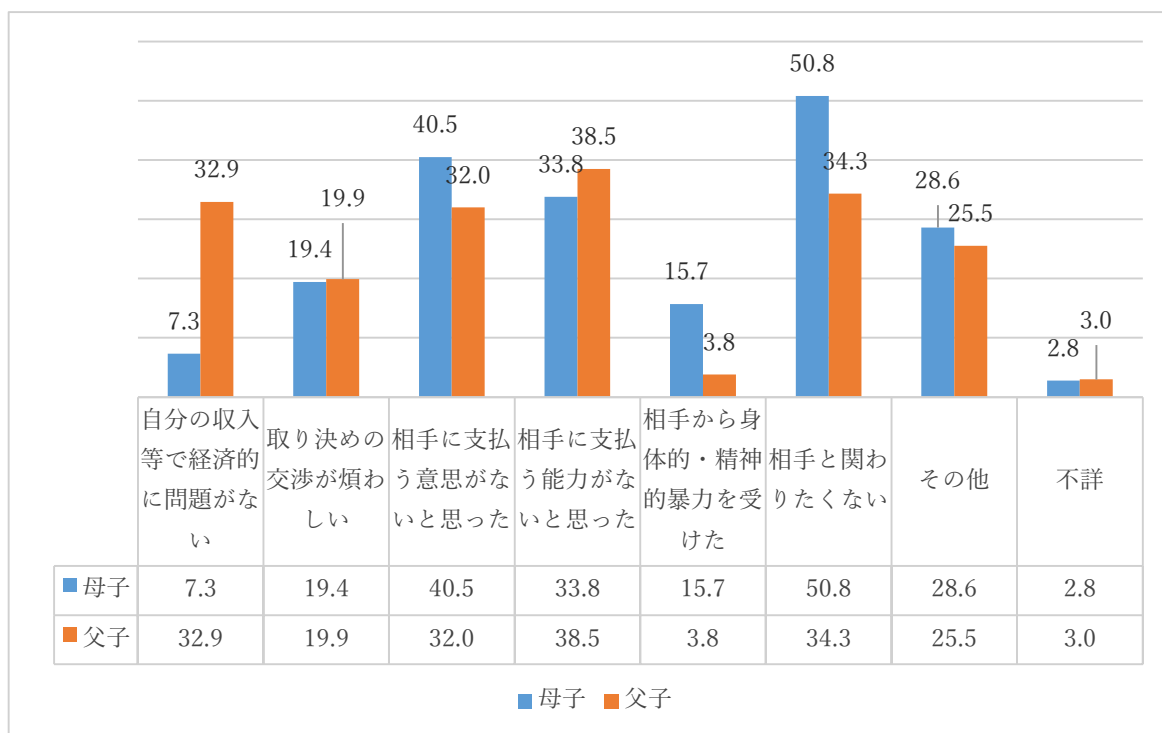
○養育費の受給状況（全国）

養育費	母子家庭	父子家庭
取り決めをしている	46.7%	28.3%
現在も受給している	28.1%	8.7%

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

※ 養育費の取決めをしている世帯で見ると、「現在も受給している」は、母子家庭で57.7%、父子家庭で25.9%である。

○養育費の取決めをしていない理由（複数回答）



出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

【施策の方向と具体策】

1 子育て・生活支援に取り組めます。

（1）家事・育児等を含む生活支援

- ① ひとり親家庭が就学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員等による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。
- ② 急用があった場合や、育児に係る心身の負担軽減のための一時預かり事業や、乳幼児・小学生等の児童を子育てしている方を地域で支援し合えるよう相互に援助する事業を推進します。

（2）住まいに関する支援

- ③ ひとり親家庭へ公営住宅の入居制度を広く周知し、応募を促すとともに、公営住宅を運営している県内の事業主体に、ひとり親家庭の優先的な入居の実施を働きかけます。
- ④ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行い、生活の安定と自立の促進を図ります。

（3）施設での支援

- ⑤ 母子生活支援施設において、保護した方の自立の促進のためその生活を支援し、退所後の相談その他の援助を行います。

- ⑥ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行います。

(4) こどもの居場所づくり

- ⑦ 放課後児童クラブ等による基本的な生活習慣の習得や、放課後子供教室等と一体的、あるいは連携した様々な体験活動や学習支援を行うなど、こどもが楽しみながら、生活習慣、学習習慣を習得できるよう支援を行います。
- ⑧ 各地域におけるこども食堂の活動が円滑に実施されるように、各地域において、こども食堂の立上支援や、食材等の物資・ボランティア・寄附金の受入調整等を行うこども食堂のための地域ネットワークの構築や運営を支援します。

(5) こどもの学習支援

- ⑨ ひとり親世帯向けのこどもの生活・学習支援事業については、生活困窮世帯向けのこどもの学習・生活支援事業や放課後子供教室などと連携することで学習支援の場の拡充を図ります。また、受験料や模試費用の補助を通じて、進学へのチャレンジを後押しします

(6) 支援体制の充実

- ⑩ 離婚前後において、これからひとり親として子育てをしていく不安や悩みを相談できる機関があることを広く周知します。
- ⑪ ひとり親家庭が抱える問題を的確に把握し、必要な支援機関に適切につなげられるよう、相談・支援に携わる職員を対象に、専門的な支援が提供できる人材育成を重視し、関連業務との連携を強化する研修を実施します。
- ⑫ 福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、個人や世帯が抱える福祉ニーズに対応した包括的な相談支援を行います。

2 就業支援を推進します。

(1) 就労支援の推進

- ① 就職や転職を希望しているひとり親家庭の親に対して、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援と併せハローワークやマザーズハローワーク（コーナー）との連携を強化し、就労に結び付ける取り組みを行います。
- ② ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムの策定を行い、自立した後も生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施することに加え、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し自立した状況を継続できるよう支援を行います。

(2) 就職に有利かつ実践的な資格取得の推進

- ③ 就職等に有利な資格取得のための講座を開催します。
- ④ ひとり親家庭の父母が就職を容易にするために看護師等の資格取得を目指す際、その受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得をより容易にするための支援を行います。

- ⑤ ひとり親家庭の学び直しを支援することで、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格を目標とした講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

3 養育費確保支援を実施します。

(1) 養育費の確保

- ① 養育費の取決めについては、法律による専門的な知識が必要なことから、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前相談や、移動相談会を実施します。
- ② 離婚を考える父母又は母子家庭の母もしくは父子家庭の父に対し、養育費の取決めに係る公正証書の作成や保証会社の保証契約で負担した経費の一部を助成します。
- ③ 正しい養育費の知識を普及啓発し、必要な家庭が養育費を受け取れるよう支援を行います。

(2) 親子交流

- ④ 親子交流は、こどもが身体的にも精神的にも健やかに成長するうえで重要なことから、実施の支援を推進するとともに、普及・啓発を行います。
- ⑤ 親子交流はこどもに大きな影響を与えることから、面会交流支援員が、こどもの気持ちに配慮しながら支援を行い、適切な面会交流となるよう支援を実施します。

4 経済的支援を実施します。

(1) 給付金事業や減免制度等の周知

- ① ひとり親になったことによる世帯収入の減少に係る支援として、児童扶養手当制度等の給付金事業をはじめ、自治体ごとの公共料金などの減免制度を受けられるようリーフレットなどにより制度の周知を図ります。

(2) 福祉資金貸付制度の周知

- ② こどもの進学等に伴う修学資金をはじめ、失業中の生活を安定させるための生活資金や引っ越しのため住宅の貸借に必要な転宅資金など、生活が不安定なひとり親家庭の自立に向け、無利子または低利子の貸付事業を実施します。
- ③ さらに周知に向け、ホームページの記載の見直しや、パンフレット設置個所を増やすとともに、市町村や健康福祉センターの窓口を通じて適正に案内が行われるよう働きかけます。

(3) ひとり親の医療費助成

- ④ 18歳の年度末の児童を持つ母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（父母のいない児童を含む）が保険医療給付を受けた場合、自己負担額から一部本人負担額を控除した額を助成します。

(4) その他の経済的支援の周知

- ⑤ 他の団体等で行う支援についてもホームページやパンフレットでの周知を図るとともに、健康福祉センターや市町村の窓口での案内が行われるよう働きかけます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
1 子育て・生活支援	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 〈児童家庭課〉
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業 (ひとり親家庭生活支援事業)	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
県営住宅の入居抽選における特枠世帯への優遇制度	県営住宅の入居に関する抽選について、母子及び父子世帯等を、特枠世帯の一つとして一般世帯よりも当選確率が高くなるよう配慮する。 〈住宅課〉
母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。 〈児童家庭課〉
千葉県こども食堂サポートセンター事業	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業 (こどもの生活学習支援事業)	こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援員による相談の実施	ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
中核地域生活支援センター事業 (再掲)	こども、障害者、高齢者等、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる社会を実現するため、24時間365日体制で、福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを、県内13か所に設置・運営する。〈健康福祉指導課〉
母子父子自立支援員研修の実施	相談・支援に携わる職員を対象に、ひとり親家庭の抱える問題を各自治体各自治体内の関連業務を結びつけるための連携を強化する研修を行う。〈児童家庭課〉
生活保護や生活困窮者自立支援を担当する職員等に対する研修の実施(再掲)	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。〈健康福祉指導課〉
2 就業支援	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。〈児童家庭課〉
母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。〈児童家庭課〉
高等職業訓練促進給付金	ひとり親の就職の際有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【住宅支援資金貸付事業を含む】	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講するひとり親家庭の親及びその児童に対して、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
3 養育費確保支援	
千葉県養育費履行確保支援事業	養育費の不払いはひとり親家庭の生活困窮の一因となっているため、公正証書の作成手数料、養育費保証契約の初回保証料について支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (養育費等支援事業)	母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (親子交流支援事業)	適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。 〈児童家庭課〉
4 経済的支援	
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。 〈児童家庭課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。 〈児童家庭課〉

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

この計画を着実に実施するため、以下の体制のもと、推進していきます。

○ 県における推進体制

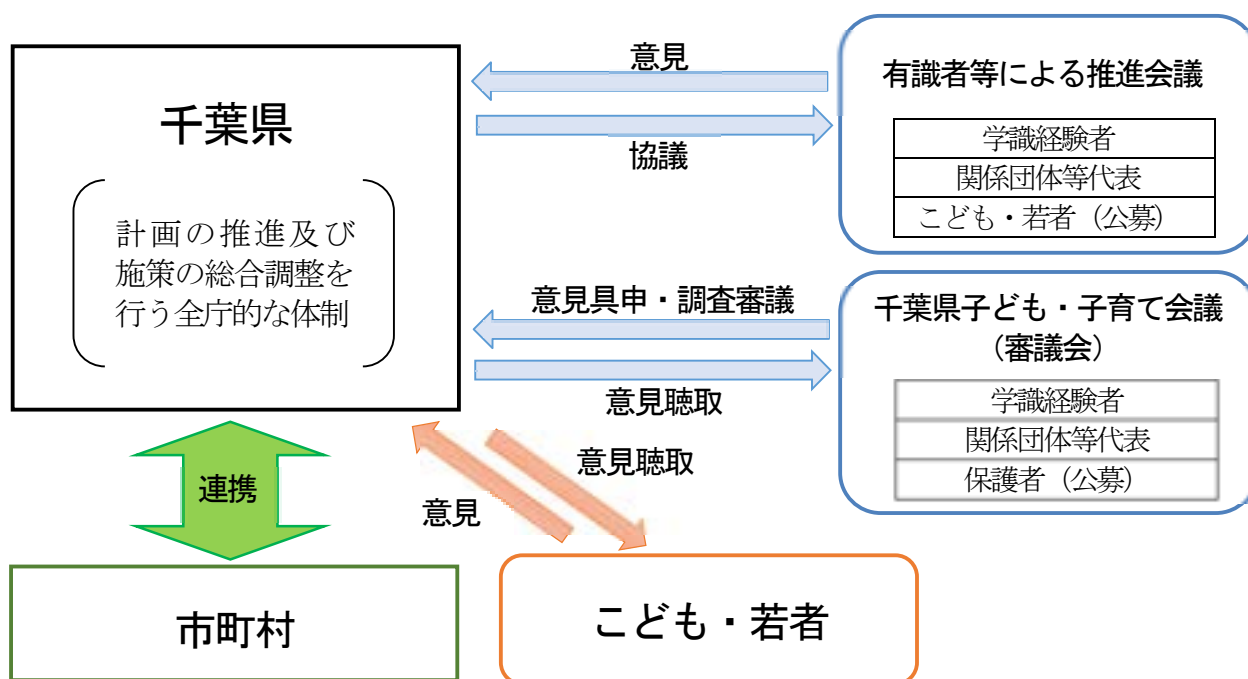
全庁的な体制のもとで、計画の推進及び施策の総合調整を行います。

○ 有識者等による推進会議

こども・若者施策に係る学識経験者や関係団体の代表者及び公募によるこども・若者等から成る「有識者等による推進会議」において、専門的な見地や、当事者から幅広く意見や助言をいただき、計画を推進します。

○ 千葉県子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。



2 こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための支援を行い、様々な工夫を積み重ねながら、意見聴取に取り組んでいきます。

3 進行管理

毎年度、計画に掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。

また、計画3年目（令和9年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて見直しを実施していきます。

4 市町村、関係機関等との連携

こども・若者施策は、児童福祉、母子保健、教育、生活環境等の分野にまたがるものであり、県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要です。

第6章 施策推進の目標

本計画を着実に実施するため、施策の目標項目を設定しました。これらの目標を達成するため、取組を推進していきます。

I 全てのこども・若者を支える

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
1	県内児童生徒のこどもの権利 の認知度 (聞いたことがある割合)	77.6% (R6年度)	増加	

2 自分らしく生き抜く力の育成

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
2	ちば・うみやま保育認証 団体数	106団体 (R6年度)	260団体	
3	生徒の卒業段階における 英語力 (中学生：CEFR A1レベル) (高校生：CEFR A2レベル)	中学生 53.7% 高校生 45.9% (R5年度)	中学生 60.0% 高校生 60.0%	
4	国体入賞	天皇杯7位入賞 皇后杯10位入賞 (令和4年度)	天皇杯上位入賞 皇后杯入賞	
5	(小・中学校) 外国人児童生徒等に対して 必要な支援が実現できている 市町村教育委員会の割合	73.0% (R6.8)	100%	
6	(高校・特別支援学校等) 外国人生徒等に対して必要な 支援が実現できている 県立学校の割合	86.5% (R6.8)	100%	
7	ちばバリアフリーマップ 掲載施設数	2,097 (令和5年度)	2,319	

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
8	乳児死亡率 (出生千対)	2. 1 (令和5年)	1. 7 (令和11年)	
9	乳幼児(5歳未満)死亡率 (出生千対)	0. 5 5 (令和5年)	0. 4 4 (令和11年)	
10	小児(15歳未満)死亡率 (出生千対)	0. 2 3 (令和5年)	0. 1 6 (令和11年)	

4 こどもの貧困対策

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
11	困窮層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合 (ひとり親世帯)	31. 5% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
12	困窮層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合 (こどもがある全世帯)	9. 7% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
13	周辺層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合 (ひとり親世帯)	23. 8% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
14	周辺層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合 (こどもがある全世帯)	12. 8% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
1 生活の安定に資するための支援				
15	電気、ガス、水道料金の未払い経験 (ひとり親世帯)	電気料金 8. 5% ガス料金 7. 5% 水道料金 9. 3% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
16	電気、ガス、水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気料金 3. 7% ガス料金 3. 1% 水道料金 4. 1% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
1 7	食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	食料が買えない経験 3 1. 9 % 衣服が買えない経験 4 2. 0 % (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
1 8	食料又は衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	食料が買えない経験 1 6. 6 % 衣服が買えない経験 2 2. 0 % (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
2 教育の支援				
1 9	生活保護世帯に属するこども の高等学校等進学率	9 0. 4 % (令和5年3月卒業生) ※2	県全体の高等学校 等進学率に 近づける。	
2 0	生活保護世帯に属するこども の高等学校等中退率	3. 7 % (令和4年度) ※2	減少させる。	
2 1	生活保護世帯に属するこども の高等学校等中退者数	5 3 人 (令和4年度) ※2	減少させる。	
2 2	生活保護世帯に属するこども の大学等進学率	3 9. 6 % (令和5年月卒業生) ※2	増加させる。	
2 3	児童養護施設のこどもの 進学率 (中学校卒業後)	9 5. 3 % (令和5年5月1日時点) ※3	県全体の高等学校 等進学率に 近づける。	
2 4	児童養護施設のこどもの 進学率 (高等学校等卒業後)	4 3. 1 % (令和5年5月1日時点) ※3	増加させる。	
2 5	全世帯のこどもの高等学校 中退率	1. 2 5 % (令和5年度) ※4	減少させる。	
2 6	全世帯のこどもの高等学校中 退者数	1, 8 8 3 人 (令和5年度) ※4	減少させる。	
2 7	スクールソーシャルワーカー の配置人数	6 4 人 (令和6年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
2 8	スクールソーシャルワーカー による対応実績のある学校の 割合 (小学校)	3 7. 4 % (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
2 9	スクールソーシャルワーカー による対応実績のある学校の 割合 (中学校)	5 1. 0 % (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援				
3 0	困窮層の保護者の就業率 (就業している保護者のいる 世帯の割合)	9 8. 0 % (令和6年度調査) ※1	増加させる。	
3 1	周辺層の保護者の就業率 (就業している保護者のいる 世帯の割合)	9 8. 0 % (令和6年度調査) ※1	増加させる。	
3 2	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	8 2. 8 % (令和2年) ※6	増加させる。	
3 3	ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	8 7. 5 % (令和2年) ※6	増加させる。	
3 4	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合 (母子世帯)	5 0. 7 % (令和2年) ※6	増加させる。	
3 5	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合 (父子世帯)	7 2. 3 % (令和2年) ※6	増加させる。	
4 経済的支援				
3 6	電気、ガス、水道料金の 未払い経験 (ひとり親世帯)	電気料金 8. 5 % ガス料金 7. 5 % 水道料金 9. 3 % (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】
3 7	電気、ガス、水道料金の 未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気料金 3. 7 % ガス料金 3. 1 % 水道料金 4. 1 % (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】
3 8	食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	食料が買えない経験 3 1. 9 % 衣服が買えない経験 4 2. 0 % (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
39	食料又は衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	食料が買えない経験 16.6% 衣服が買えない経験 22.0% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】
40	ひとり親世帯の養育費受領率	47.9% (令和6年度調査) ※1	増加させる。	
5 支援につなぐ体制整備				
41	こどもの貧困対策において、 学校がスクールソーシャル ワーカーを活用したいと考え た際に実際に活用できた割合	96.9% (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
42	スクールソーシャルワーカー が関係機関等(児童家庭 福祉、保健・医療など)と 連携した件数	5,538件 (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
43	こどもの貧困計画を策定した 県内市町村 ※市町村こども計画にこどもの 貧困計画を位置づけているもの を含む。	15市町 (令和6年6月時点) ※7	増加させる。	
6 支援をひろげるための取組				
44	頑張れば報われると思う こどもの割合	困窮層 71.9% 周辺層 73.9% 一般層 79.1% (令和6年度調査) ※1	困窮層・周辺層の 割合を一般層に 近づける。	
45	自分は価値のある人間だと 思うこどもの割合	困窮層 50.1% 周辺層 59.2% 一般層 64.8% (令和6年度調査) ※1	困窮層・周辺層の 割合を一般層に 近づける。	
46	自分のことが好きだと思う こどもの割合	困窮層 53.8% 周辺層 59.0% 一般層 64.8% (令和6年度調査) ※1	困窮層・周辺層の 割合を一般層に 近づける。	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
4 7	本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいない保護者の割合（ひとり親世帯）	困窮層 2 2. 9 % 周辺層 1 6. 7 % 一般層 7. 3 % (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
4 8	本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいない保護者の割合（こどもがある全世帯）	困窮層 2 2. 0 % 周辺層 1 2. 2 % 一般層 5. 5 % (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
7 若者への支援				
4 9	【参考指標】 全国の貧困率	1 5. 4 % (令和3年) ※8	—	

(指標の出典)

- ※1 千葉県健康福祉部健康福祉指導課「令和6年度千葉県こどもの生活実態調査」
 ※2 厚生労働省社会・援護局保護課調べ ※3 こども家庭庁支援局調べ
 ※4 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 ※5 千葉県教育庁児童生徒安全課調べ ※6 総務省「国勢調査」
 ※7 千葉県健康福祉部健康福祉指導課調べ ※8 厚生労働省「国民生活基礎調査」

5 障害のあるこどもや若者への支援

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
5 0	障害者雇用率達成企業の割合 (%)	5 2. 6 (R 5 年度)	増加を目指します。	
5 1	ペアレントメンターの登録者数 (人)	5 9 (R 4 年度)	1 0 0 (R 8 年度)	
5 2	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数（共同設置含む）	3 1 (R 4 年度)	5 4 (R 8 年度)	
5 3	幼・小・中・高等学校において作成した「個別の教育支援計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	7 5. 1 % (R 5 年度)	9 6. 0 %	
5 4	幼・小・中・高等学校において作成した「個別の指導計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	7 5. 8 % (R 5 年度)	9 6. 0 %	

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
5 5	こども家庭センターの設置数	2 3 (R 6. 4. 1)	全市町村 (精査中)	
5 6	子育て短期支援事業実施 市町村	2 4 市 (R 6 年度)	2 8 市	
5 7	里親等委託率	3 5. 4 % (R 5 年度末)	4 0. 0 %	
5 8	ファミリーホームの設置数	2 3 か所 (R 5 年度末)	3 3 か所	
5 9	施設の小規模化の実施状況	2 3 施設 (R 5 年度末)	全施設	
6 0	自立援助ホームの設置数	2 4 か所 (R 6. 6. 1)	精査中	
6 1	児童養護施設の子どもの 進学率 (中学校卒業後)	9 5. 3 % (R 5. 5. 1) (速報値)	県全体の高等学校 等進学率に 近づけます	
6 2	児童養護施設の子どもの 進学率 (高等学校卒業後)	4 3. 1 % (R 5. 5. 1) (速報値)	増加を目指します	

7 こども・若者の安全・安心の確保

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
6 3	千葉県青少年インターネット 適正利用啓発講演実施回数	7 4 回 (R 5 年度)	1 0 0 回	
6 4	ネット安全教室の実施回数	6 6 7 回 (R 5 年)	積極的なネット 安全教室の開催に 努めます。	
6 5	全回答者に対する、セクハラ を受け、不快であったと 感じた児童生徒の割合	0. 0 9 % (R 5 年度)	減少	
6 6	DV予防セミナー実施校の 拡大	6 2 回 (R 5 年度)	6 5 回	
6 7	児童生徒の登下校時における 交通事故死傷者数	5 8 3 人 (令和 5 年)	死亡者をなくし、 負傷者は減少を 目指します。	

Ⅱ ライフステージに応じて支える

1 こどもの誕生前から幼児期まで

N o.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
6 8	周産期母子医療センターの数	1 2 箇所 (R 6 年度)	1 3 箇所 (R 1 1 年度)	
6 9	新生児死亡率 (出生千対)	1. 0 (令和5年)	0. 6 (令和11年)	
7 0	妊娠11週以下(初期)の 妊娠の届出率	95. 0% (R 4 年度報告)	1 0 0% (R 1 0 年度報告)	
7 1	妊婦健康診査の未受診者を 把握し支援する体制がある 市町村数	3 2 市町村 (R 4 年度実績)	5 4 市町村 (R 1 0 年度実績)	
7 2	乳幼児健康診査の未受診者を 把握し支援する体制がある 市町村数	5 2 市町村 (R 4 年度実績)	5 4 市町村 (R 1 0 年度実績)	
7 3	支援が必要な里帰り出産する 方について里帰り先の市町村 及び医療機関と情報共有・ 連携する体制がある市町村数	5 2 市町村 (R 4 年度実績)	5 4 市町村 (R 1 0 年度実績)	
7 4	妊娠中の保健指導(母親学級 や両親学級含む)において、 産後のメンタルについて、 妊婦とその家族に伝える機会 を設けている市町村の割合	68. 5% (R 4 年度実績)	1 0 0% (R 1 0 年度実績)	
7 5	産後ケア事業の利用率	1 0. 8% (R 4 年度実績)	増加を目指す (R 1 0 年度実績)	
7 6	育てにくさを感じたときに 対処方法を知っている親の 割合	77. 1% (R 4 年度実績)	1 0 0% (R 1 0 年度実績)	
7 7	幼稚園等や市町村の研修会へ の幼児教育アドバイザー派遣 件数	9 7 件 (令和5年度)	増加を目指します	
7 8	幼保小接続の状況	1 5 市町村 (令和5年度)	増加を目指します	
7 9	保育所等定員数	1 4 2, 7 7 2 人 (R 6. 4. 1)	確認中	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
8 0	保育所等待機児童数	8 3 人 (R 6. 4. 1)	0 人	
8 1	県内指定保育士養成施設 卒業生の県内保育所等への 就職率	6 3. 7 % (R 5 年度)	増加を目指します	
8 2	ちば保育士・保育所支援セン ターにおけるマッチング数	1 5 1 人 (R 5 年度)	増加を目指します	
8 3	保育士等キャリアアップ研修 修了認定数	委託6, 2 2 3 人 指定4, 3 5 0 人 (R 5 年度)	増加を目指します	
8 4	民間保育所等で従事する常勤 保育士の平均勤続年数	5 年 3 か月 (R 5. 6. 3 0)	増加を目指します	

2 学童期・思春期

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
8 5	学校における働き方改革 推進プラン (校長は、経営方針・学校の 重点目標・目標 申告に働き 方に関する視点を盛り込み、 PDCAサイクル(計画策 定・調査・検証・見直し)を 構築する。)	7 8 % (R 5 年度)	R 5 年度の結果 から 1 0 ポイント以上 の 改善を目指します	
8 6	主体的に授業改善に 取り組んだ学校の割合	(小学校) 9 5. 5 % (中学校) 9 2. 7 % (R 6 年度)	全国平均以上を 目指します	
8 7	実践的な研修を行っている 学校の割合	(小学校) 9 7. 6 % (中学校) 9 4. 9 % (R 6 年度)	全国平均以上かつ 増加を目指します	
8 8	児童生徒の I C T 活用を指導 できる教員の割合	7 6. 5 % (R 4 年度)	1 0 0 % (R 9 年度)	
8 9	こどもと向き合う時間を確保 できている	6 1 % (R 5 年度)	改善を目指します	
9 0	勤務時間を意識して勤務 できている	7 6 % (R 5 年度)	改善を目指します	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
9 1	原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり45時間を超えないようにする。	37. 2% (R 5 年度)	原則として0%	
9 2	スクールカウンセラー(S C) 及びスクールソーシャルワーカー(S S W) の年間配置時間総数	S C 1 5 8, 5 0 9 時間 S S W 3 5, 2 3 8 時間 (R 6 年度)	増加を目指します	千葉市を除く 公立学校
9 3	コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	33. 1% (R 5 年度) ※全国52. 3%	全国平均以上を目指します	
9 4	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	(小学校) 83. 3% (中学校) 65. 4% (R 6 年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	
9 5	授業で、話し合い活動がしっかりできていると考えている児童生徒の割合	(小学校) 84. 9% (中学校) 85. 4% (R 6 年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	
9 6	全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校国語 67% 小学校算数 63% 中学校国語 57% 中学校数学 51% (R 6 年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	
9 7	トップ・プロチームとの連携事業を実施した市町村の割合	64. 0% (R 6 年度)	100% (R 8 年度)	
9 8	小学校における新体力テスト(8種目80点満点) の平均点	47. 0 (R 5 年度)	50. 0	
9 9	朝食を毎日食っていると答えた児童生徒の割合	(小学6年生) 93. 7% (中学3年生) 90. 2% (R 5 年度)	(小学6年生) 95. 0% (中学3年生) 92. 0%	
1 0 0	担任と栄養教諭又は学校栄養職員のT T*で食に関する授業を実施した学校の割合	(小学校) 74. 6% (中学校) 39. 7% (R 5 年度)	(小学校) 85. 0% (中学校) 60. 0%	
1 0 1	実践的な研修を行っている学校の割合	(小学校) 97. 6% (中学校) 94. 9% (R 6 年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	

*T T : ティーム・ティーチング (team teaching) の頭文字をとって「T T (ティーティー)」と呼ばれる。教師がティームを作って、協力して授業を行うことで、教育効果を高めようとする取り組み。

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
1 0 2	青少年相談員の定員に対する 充足率	9 5. 5 % (R 5. 4. 1)	1 0 0 % (R 1 1. 4. 1)	
1 0 3	青少年相談員が地域において 実施する取組への青少年の 参加者数	1 3 2, 0 9 6 人 (R 5 年度)	1 6 万人以上 (R 1 1 年度)	
1 0 4	スクール・サポーターが 訪問した中学校の割合	1 0 0 % (R 5 年度)	1 0 0 %	
1 0 5	放課後児童クラブ支援単位数	1, 7 2 0 か所 (R 5 年度)	2, 0 1 7 か所	
1 0 6	放課後児童クラブの利用を 希望するが利用できない 児童数 (待機児童数)	1, 2 2 7 人 (R 5 年度)	減少させます	
1 0 7	放課後児童支援員認定資格 研修修了者数 (県実施)	7, 3 1 1 人 (R 5 年度まで の累計)	1 1, 2 8 7 人	
1 0 8	放課後児童支援員等資質向上 研修修了者数	延べ1, 2 4 2 人 (R 5 年度)	延べ2, 0 2 0 人	
1 0 9	放課後子供教室がカバーする 小学校数	3 7 8 校 (R 4 年度)	増加を目指します	
1 1 0	地域や社会をよくするために 何かしてみたいと思う 児童生徒の割合	小学校 7 5. 6 % 中学校 6 2. 8 % (R 5 年度)	増加を目指します	
1 1 1	職場体験・インターンシップ を実施している公立学校の 割合	中学校 5 7. 8 % 高等学校 6 7. 6 % (R 5 年度)	中学校 8 0. 0 % 高等学校 8 0. 0 %	
1 1 2	新規就農者数	3 2 1 人 (R 5 年度)	4 5 0 人 (R 7 年度)	
1 1 3	職場見学の実施割合	3 7. 0 % (R 6 年度)	全ての学校での 実施を目指します	
1 1 4	本県のいじめの認知件数に 占める、いじめの 解消しているものの割合	7 8. 9 % (R 5 年度)	国と同程度 (± 1 %) の解消 率を維持します	公立学校
1 1 5	全回答者に対する、セクハラ 以外のハラスメントを受け、 不快であったと感じた児童 生徒の割合	0. 2 9 % (R 5 年度)	減少	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
1 1 6	公立高等学校の中退率	1. 1 2 % (R 5 年度)	減少を目指します	
1 1 7	全世帯のこどもの高等学校中退率	1. 2 5 % (R 5 年度)	減少させる	【再掲】
1 1 8	全世帯のこどもの高等学校中退者数	1, 8 8 3 人 (R 5 年度)	減少させる	【再掲】

3 青年期

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
1 1 9	若年者の就労支援施設 (ジョブカフェちば) に おいて、新規登録した求職者 に対する正規雇用として 就職した者の割合	5 2. 0 % (R 5 年度)	増加を目指します	

Ⅲ 社会全体で子育てを支える

N o.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
1 2 0	延長保育事業実施数	1, 6 1 0か所 (R 5 年度)	1, 7 5 0か所	
1 2 1	一時預かり事業受入児童数	1, 6 2 7, 7 4 7人 (R 5 年度)	1, 7 3 7, 6 9 6 人	
1 2 2	休日保育実施か所数	3 4か所 (R 5 年度)	確認中	
1 2 3	病児保育事業実施数	3 3 1か所 (R 5 年度)	3 4 9か所	
1 2 4	小規模保育事業所定員数	7, 7 3 4人 (R 6. 4. 1)	確認中	
1 2 5	療育支援を実施している 保育所等の数	2 9 5か所 (R 5 年度)	増加を目指します	
1 2 6	ファミリーサポート・ センター設置市町村数	3 3市町 (R 5 年度)	3 8市町	
1 2 7	地域子育て支援拠点設置の数	3 6 1か所 (R 5 年度)	3 6 0か所	
1 2 8	利用者支援事業実施数	1 5 1か所 (R 5 年度)	1 8 0か所	
1 2 9	「子育て応援！チーパス 事業」協賛店舗数	8, 2 5 7店 (R 5. 4. 1)	増加を目指します	
1 3 0	地域学校協働本部が 整備された小中学校の割合	6 9. 7 % (R 5 年度) ※全国 7 1. 7 %	全国平均以上を 目指します	
1 3 1	家庭教育支援チーム体制が 整備された市町村数	3 3市町村 (R 5 年度)	増加を目指します	
1 3 2	希望した時期に希望した保育 サービスを利用することが できた家庭の割合	7 1. 8 % (R 5 年度)	8 0. 0 %	
1 3 3	子どもを生み育てやすいと 感じる家庭の割合 (子育て環境に対する満足度)	7 3. 4 % (R 5 年度)	8 0. 0 %以上	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1 年度)	備考
1 3 4	仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	6 2 . 7 % (R 5 年度)	8 0 . 0 %	
1 3 5	日常生活支援事業 実施市町村数	5 市 (R 6 年度)	7 市	
1 3 6	子育て短期支援実施市町村数	2 4 市 (R 6 年度)	2 8 市	
1 3 7	こどもの生活・学習支援事業 実施市町村数	9 市 (R 6 年度)	1 7 市	
1 3 8	自立支援教育訓練給付金 受給者数	8 1 件 (R 5 年度)	増加を目指す	
1 3 9	高等職業訓練促進給付金 受給者数	2 5 2 件 (R 5 年度)	増加を目指す	
1 4 0	養育費確保支援等実施 市町村数	1 1 市 (R 6 年度)	2 6 市	
1 4 1	親子交流支援実施回数	1 1 回 (R 5 年度) ※県事業分	増加を目指す	